

出國報告（出國類別：考察）



監察院

REPUBLIC OF
CHINA
(TAIWAN)

THE CONTROL YUAN

從透明課責模式觀察日本法官彈劾 制度及公務員懲戒制度

服務機關：監察院

姓名職稱：王增華處長、陳虹欣專員

派赴國家：日本

出國期間：民國 113 年 9 月 23 日至 9 月 27 日

報告日期：民國 113 年 10 月 16 日

目 次

壹、 前言	1
一、 考察動機與目的.....	1
二、 考察重點.....	2
三、 考察日期、地點及行程摘要.....	2
四、 考察議題.....	3
貳、 考察機關（構）簡介及拜會過程	7
一、 人事院.....	7
二、 法官訴追委員會.....	10
三、 法官彈劾法庭.....	13
四、 東京都總務局.....	15
五、 台北駐日本經濟文化代表處.....	18
參、 日本法官彈劾制度及實務運作現況.....	20
一、 法官彈劾制度概要.....	20
二、 法官彈劾制度之宗旨與意義.....	20
三、 法官之彈劾事由.....	21
四、 法官之彈劾程序.....	21
肆、 日本公務員懲戒課責制度及實務運作現況.....	29
一、 一般職國家公務員之懲戒制度概述.....	29
二、 一般職地方公務員之懲戒制度概述.....	33
伍、 心得與建議	35
一、 日本法官彈劾制度設計雖與我國迥異，惟兩者均係透過嚴謹法律程序及運作，建構課責機制。.....	36
二、 日本彈劾法官並予免除其職務者，因涉及其身分權利之重大影響，歷	

年來案件數甚少。.....	37
三、 監察院彈劾權之行使較日本更為公開透明，且案件受理管道亦較多元。.....	40
四、 日本彈劾法明定訴追時效，我國彈劾權之行使則無時效規定。.....	42
五、 日本針對一般職國家公務員之懲戒，訂有懲戒處分指引（概要），可供我國借鏡。.....	43
六、 擴大公務員課責之效益，懲戒處分後應採取預防措施，避免相同事件再度發生.....	47
陸、 結論	47
柒、 參考文獻	49
捌、 附錄	51

壹、前言

一、考察動機與目的

民主治理良窳之關鍵，在於政府行政體系能否進行有效的課責控制，而課責控制的重要前提即是透明化。藉由公開透明的課責機制，除可防止程序上的濫權，亦可保障被課責者之權利不受監督者濫權之不法侵害。此外，也因為資訊透明，讓人民駕馭政府的成本降低，增加對政府的信任度¹。

我國對於公務員行政責任之課責，依吉伯特（Charles Gilbert）於西元（下同）1959年提出「行政責任分析架構」分類為二面向。一是在行政體系之內，即「內部」監督機制，例如主管長官對於屬員之考核監督；一是在行政體系之外，即「外部」監督機制，例如議會、司法或監察。

監察院作為國家最高監察機關，依憲法、憲法增修條文及監察法之規定，對違法失職的公務員行使彈劾權，經審查決定成立後，移送懲戒法院審理，依法懲戒，此即我國憲法對公務員課責外部監督機制之建構。

面對「開放政府」之時代趨勢，憲政監察職權隨著民主化的進程，彈劾職權之行使逐步朝向公開、透明的體制運作，諸如：2019年6月9日修正公布監察法第8條及第13條條文，將彈劾案審查會之決定方式，修正為全面採行記名投票表決制；彈劾案經審查決定確定不成立者，一如彈劾成立案，亦應公布；自2021年8月起，公布彈劾案審查會請假及迴避之監察委員姓名；自2024年5月17日起，彈劾案審查委員表決得附具理由並公布等。可見透明課責的核心概念，已是監察院近年來彈劾職權行使致力的方向與目標。

基於前述理念，此次考察係擇定日本政府為訪問對象，從透明課責的

¹ 參見陳敦源，〈透明之下的課責：台灣民主治理中官民信任關係的重建基礎〉，《文官制度季刊》，第一卷第二期，臺北：考試院，2009年4月，頁21-55。

模式觀察日本彈劾、懲戒制度之作法，藉他山之石，作為監察院彈劾職權行使公開、透明化之借鏡，以深化民主治理意識。

二、考察重點

日本憲法明確規定法官職權獨立性，為防制法官之專橫，設置法官彈劾制度，由國會行使彈劾權，以為制衡。日本彈劾法官之目的，在於使不適任之法官免職（嚴重之違失行為），另可依法官分限法規定予以懲戒（輕微之違失行為），採彈劾及懲戒並存制。此外，日本為維護公務紀律，對於違背職務上義務之一般職國家公務員及一般職地方公務員，主管長官負有懲戒權²。可見，日本政府對於法官或一般職公務員之課責機制並不相同。據此，本次考察依被課責對象區分，其重點如下：

- （一）瞭解日本彈劾法官之提議、調查、審判程序及運作現況。
- （二）瞭解日本一般職國家公務員違失行為課責之提議、調查、懲戒程序及運作現況。
- （三）日本一般職地方公務員違失行為課責之提議、調查、懲戒程序及運作現況。

三、考察日期、地點及行程摘要

- （一）日期：2024年9月23日至27日，共計5日。
- （二）地點：日本東京都附近地區（Tokyo, Japan）。
- （三）行程摘要：

天數	日期	星期	行程摘要
1	9/23	一	臺北松山機場→羽田國際機場
2	9/24	二	拜會公益財團法人日本台灣交流協會 拜會人事院（含國家公務員倫理審查會）

² 參見柯慶賢（2001），《公務員懲戒委員會九十年度研究發展報告：公務員彈劾懲戒懲處之理論與實務》，臺北市：公務員懲戒委員會，頁 29-30、頁 111-120。

3	9/25	三	拜會法官訴追委員會 (幕僚：法官訴追委員會事務局) 拜會法官彈劾法庭 (幕僚：法官彈劾法庭事務局)
4	9/26	四	拜會台北駐日經濟文化代表處 (原訂拜會東京都總務局，因公忙不便受訪)
5	9/27	五	羽田國際機場→臺北松山機場

四、考察議題

為使考察內容聚焦，參訪時之交流及討論更為深入，提升訪談效率，本次於參訪各考察機關（構）前，除提供監察院簡介日語版供其瞭解監察職權外，並於行前擬定考察議題與擬提問題，送請受訪機關（構）事先瞭解及掌握此次參訪之目的及重點，預作準備，俾達預期之考察成效。相關考察之重點議題如下：

（一）法官訴追委員會

- 1、對法官提出彈劾訴追之提議途徑有哪些？立案、調查、提議程序及處理流程為何？
- 2、訴追請求提出後、訴追委員會作成決定的時間大約多久？
- 3、訴追委員會進行調查時，被追訴之法官是否可以陳述意見？調查作為有哪些？訴追委員有無配置幕僚人員協助調查？
- 4、對法官行使追訴權有無時效規定？
- 5、訴追委員會成員的出席情況、表決情形、調查進展和內容、決定理由等，是否對外公開？是否全程錄音、錄影？
- 6、妨礙訴追程序進行者，例如不到場提出證言者，有無處罰措施？
- 7、訴追委員會決定不起訴，需否附理由或證據？
- 8、如何避免與司法獨立原則發生衝突？其訴追之界線為何？

9、起訴之後，於彈劾法庭審理期間，法官訴追委員會由何人代表出席法庭審理？

10、請提供 2014 年至 2023 年訴追受理件數、人數、訴追事由及處理結果（包括罷免訴追提出、罷免訴追猶豫等），及幾則具代表性案例。

（二）法官彈劾法庭

1、法官彈劾法庭依規定，係由眾議院議員 7 人和參議院議員 7 人共同組成，共 14 名裁判員，必須有至少 5 名裁判員出席才能開庭審判並進行審判。每次開庭是否均一併通知 14 名裁判員？

2、彈劾法庭採公開審理，是否有例外情形不予公開？全程是否錄音或錄影？

3、裁判員是否需曾任律師或法官？

4、針對同一法官之數案違失行為，經訴追委員會移送後，法官彈劾法庭是否併案審理？

5、裁判決定之方式為何？是否記名及對外公開？裁判員出席人數如為偶數，意見相等時，如何處理？

6、彈劾法庭審理案件有無期限規定？

7、請提供彈劾法庭過去審理之案件數、違失類型及處理情形。

（三）人事院

1、一般職國家公務員違反應遵循之義務或紀律時（國家公務員法、國家公務員倫理法相關規定），是否有專責單位負責懲戒？或是依據國家公務員法第 84 條之 2 規定，均委任由國家公務員倫理審查會處理？

2、如何發現一般職國家公務員有應受懲戒事由？係民眾檢舉陳情、機關內部職員檢舉或有其他來源？

3、為認定一般職國家公務員之違失行為有法定懲戒事由，是否均經調

查證據程序，及有無給予當事人申辯之機會？

- 4、國家公務員倫理審查會所審查之對象是否僅限於一般職國家公務員？發現公務員涉有不法情事時(國家公務員法第98條至106條)，是否可以主動調查？如是，立案及調查程序為何？與其他機關橫向協調聯繫情形？是否給予被調查對象陳述意見機會？
- 5、國家公務員倫理審查會是否受理民眾檢舉或陳情案件？受理程序為何？
- 6、懲戒處分是否有時效限制？
- 7、國家公務員倫理審查會針對違反倫理事項行為之審查決定方式為何？採共識決或投票表決？
- 8、懲戒處分書應記載事項為何？處分結果是否對外公開？如是，公開內容為何？如否，原因為何？
- 9、貴國針對公務員違失行為訂有懲戒準則，該準則如何制定？其適用對象是否涵括一般職國家公務員及一般職地方公務員？
- 10、請提供2014年至2023年懲戒案件收理件數、人數、違失態樣及懲戒情形。

(四) 東京都總務局

- 1、一般職地方公務員懲戒程序為何？不同地方政府規定是否不同？例如減俸期間及數額。
- 2、是否受理民眾對一般職地方公務員違反紀律事件之檢舉或陳情？如是，處理程序為何？
- 3、「東京都職員懲戒分限審查委員會」針對所屬公務員之懲戒案件，處理程序為何？該委員會之其組成及決定之方式為何？
- 4、對於一般職地方公務員實施懲戒處分有否先行調查程序，及有無給予被付懲戒人申辯之機會？
- 5、懲戒處分是否有時效限制？

- 6、懲戒處分書應記載之內容為何？
- 7、是否均依「懲戒處分參考指引」作成處分？
- 8、對於處分不服者，有無相關救濟程序？
- 9、是否對外揭露懲戒處分相關資訊？如是，公開之內容為何？
- 10、請提供 2014 年至 2023 年懲戒案件收受件數、人數、違失態樣及懲戒情形。

貳、考察機關（構）簡介及拜會過程

一、人事院

（一）機關（構）簡介

依據國家公務員法第二章規定中央人事行政機關為人事院，由 3 名人事官組成，其中 1 人為總裁。人事官之產生方式係經內閣總理大臣提名，國會參、眾兩院同意後，並經天皇認證。原則上不受內閣之指揮監督，且具有法定之身分保障。人事官任期 4 年，得連任，最長 12 年。現任之人事總裁為川本裕子，另兩位人事官為伊藤かつら、土生栄二。

（如圖 1）



圖 1 現任日本人事官

資料來源：日本人事院官網 https://www.jinji.go.jp/syoukai/jinjin_toha.html，檢索日期 20241001。

公務員在日本憲法中被定義為「全體國民的公僕」³，在執行職務時需保持中立與公正。因此，人事院作為獨立機關，負責確保人事行政的公正，並維護國家公務員利益。其主要職能如下：

- 1、實施招聘考試、設定任免標準及培訓等措施，以確保人事行政之公正性。

³ 日本憲法第 15 條第 2 項規定：「すべて公務員は、全体の奉仕者であつて、一部の奉仕者ではない。」

- 2、向國會及內閣建議修訂薪資和其他工作條件，作為限制基本勞動權利之補償措施。
- 3、對國內外之人事制度進行調查研究，並制定符合時代需求之人事政策。

（二）組織編制

人事院內設有事務總局作為其業務部門。事務總局於總務長之指揮監督下，設有公平審查局、給與局、人材局、職員福祉局及公務員研修所，另設有地方事務局或所等所屬單位。目前日本國家公務員總數約為 593,000 人，一般職國家公務員約 295,000 人、特別職國家公務員約 298,000 人。⁴

人事院依據國家公務員法第 3 條之 2 規定，設置國家公務員倫理審查會，辦理有關公務倫理確保事項。國家公務員倫理審查會由會長 1 人及委員 4 人共 5 人所組成（其中 1 人為人事官，目前為伊藤かつら），經參眾議院同意後，由內閣任命，任期為 4 年。此外，國家公務員倫理審查會設有事務局處理其有關事務。現任會長為秋吉淳一郎，委員包括青山佳世（フリーアナウンサー）、山下良則（（株）リコー代表取締役会長）、山田久（法政大学経営大学院イノベーション・マネジメント研究科教授）、伊藤かつら（人事官）。其主要職掌事項如下：

- 1、關於倫理規程之制定、修正、廢止意見之提出。
- 2、關於國家公務員倫理維護事項之調查研究、規劃。
- 3、關於國家公務員倫理維護全面性培訓之規劃及協調。
- 4、各種報告之審查。
- 5、違反倫理法等懲戒基準之制定或修正。
- 6、針對涉有違反倫理法事件之調查、實施懲戒，及核准懲戒處分。

⁴ 參閱人事院官網 <https://www.jinji.go.jp/content/000002920.pdf>，檢索日期 20241001。

7、向各省、府提供指導、建議、要求採取必要措施等。

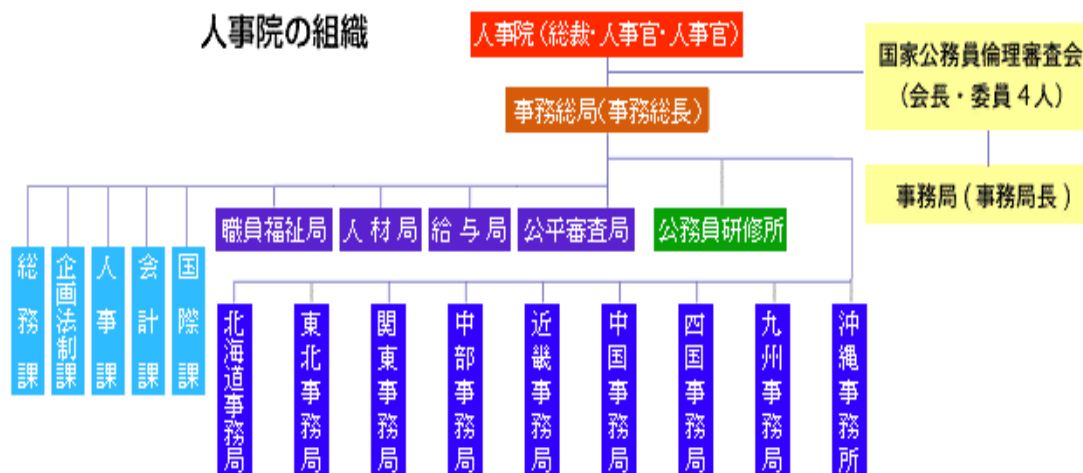


圖 2 人事院組織圖

資料來源：日本人事院官網 https://www.jinji.go.jp/syoukai/jinjiin_toha.html，檢索日期 20241001。

(三) 拜會過程

1、拜會時間：2024 年 9 月 24 日上午 10 時 30 分

2、接見代表：

(1) 人事院職員福祉局審查課 課長補佐 川崎雄太

(2) 國家公務員倫理審查會事務局 倫理審查官 藤田武志

(3) 人事院事務總局國際課 國際專門官 山下勝也

3、拜會實況：

本次拜會行程係由台北駐日本經濟文化代表處吳承瀚秘書與公益財團法人日本台灣交流協會（下稱日台交流協會）接洽，再由日台交流協會總務部副長官寄史惠作為聯絡窗口與人事院聯繫。由於我國與日本無正式邦交，因此本次拜會地點安排於日台交流協會會議室中進行，過程中禁止拍照及錄音（影）。

會議開始由訪團播放日文版之監察院簡介，向日方介紹監察院職權行使概況，再由人事院事務總局國際課山下勝也國際專門官概

述人事院組織編制、職掌項目等，緊接由川崎課長補佐及藤田倫理審查官分別就訪團事先提問逐一回覆，期間訪團針對一般職國家公務員課責之公開透明程度等議題亦特別詢問日方代表，雙向交流互動順暢，會後由訪團王增華處長致贈人事院代表團禮品，然礙於規定未能與人事院代表合影。

本次拜會行程感謝日台交流協會總務部副長宮寄史惠之熱情協助，座談過程亦適時提供傳譯，讓雙方交流更為順暢，會後由王處長增華致贈日台交流協會禮品，由宮寄副長代表收受並合影。



圖 3：訪團致贈禮品予日台交流協會總務部宮寄史惠副長

二、法官訴追委員會

(一) 機關（構）簡介

日本憲法第 76 條、第 78 條明定，法官獨立行使職權，除因身心障礙經裁判不得執行職務外，非經公開彈劾程序，不得罷免。旨在藉由法官之身分保障，維護其審判獨立。因此，如果要剝奪其身分，需由國會行使彈劾權。

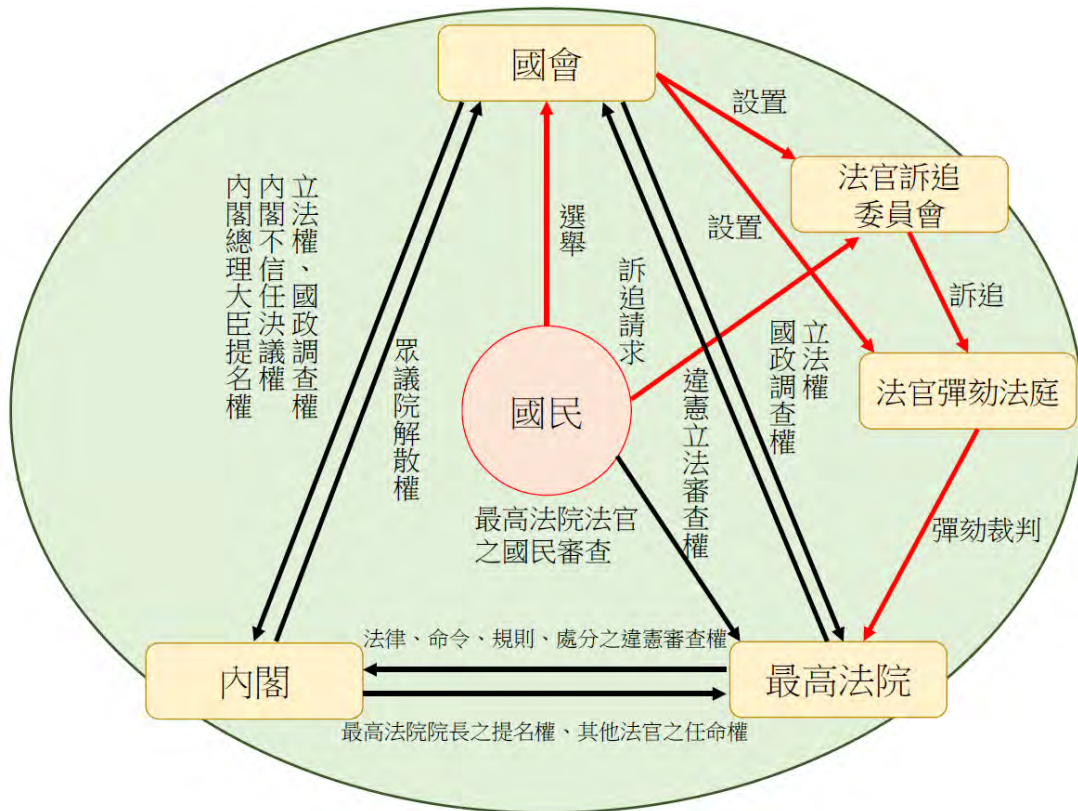


圖 4 日本國民與法官彈劾法庭之關係圖

資料來源：修改自日本「法官彈劾法庭」宣傳冊，頁 5，2018，法官彈劾法庭事務局。

日本法官彈劾之提案機關，即為法官訴追委員會。當法官違反國民信任時，唯一能夠向法官彈劾法庭提起罷免訴追的機構，類似於刑事案件中檢察機關的角色。

日本國會法第 126 條及法官彈劾法第 5 條規定，由國會設立法官訴追委員會，獨立行使職權，負責起訴被罷免之法官。有關法官訴追委員會之組成、任期及決定，茲分述如下：

- 1、法官訴追委員會係由眾議院議員及參議院議員各 10 人組成；其預備員額，為眾議院議員及參議院議員各 5 人。當訴追委員無法出席時，將按照輪序由預備委員代替行使職權。
- 2、法官訴追委員及其預備員之任期，以眾議院議員或參議院議員之任期為限。

- 3、法官訴追委員會之委員長由委員相互選舉產生。
- 4、法官訴追委員會會議由委員長召集，或經 5 名以上委員之提議召集之。
- 5、法官訴追委員會非有眾議院議員、參議院議員各 7 人以上出席，不得開議及議決。其決議須經出席委員過半數之通過；可否同數時，取決於委員長。但罷免之起訴或撤銷，須經出席委員三分之二以上多數決定之。

法官訴追委員會之幕僚單位為法官訴追委員會事務局，係依據法官彈劾法第 7 條規定設立，置局長 1 人，現有員額計 14 人。其主要職責係在委員會之指導下受理訴追請求、撰寫案件內容報告(簡稱「概要書」)及委員會議事、議事錄等資料的作成與保存事項。

(二) 拜會過程

- 1、拜會時間：2024 年 9 月 25 日上午 10 時 30 分
- 2、接見代表：
 - (1) 法官訴追委員會事務局 局長 山本麻美
 - (2) 法官訴追委員會事務局 次長 樫野一穗
 - (3) 法官訴追委員會事務局 總務・事案主幹 伊藤隆
 - (4) 法官訴追委員會事務局 總務・事案課課長補佐 星野健史
- 3、拜會實況：

法官訴追委員會係位於日本眾議院第二議員會館二樓，訪團抵達眾議院第二議員會館後，由法官訴追委員會事務局之聯絡窗口總務・事案課課長補佐星野健史接待換證，至法官訴追委員會會議室進行意見交流。

首先由事務局局長山本麻美主講，介紹法官彈劾制度概述、法官訴追委員會組成、罷免事由、訴追手續及相關案例，並就訪團提

問逐一答覆，再進行意見交換。

會後，在山本局長之帶領下，實地參觀法官訴追委員會會議室及小委員會會議室，結束之後，由訪團王增華處長致贈法官訴追委員會事務局代表團禮品，並合影留念。



圖 5 法官訴追委員會會議室



圖 6 訪團致贈禮品予法官訴追委員會事務局代表

三、法官彈劾法庭

(一) 機關（構）簡介

日本法官之彈劾，係由國會眾議員及參議員組成彈劾法庭，負責審判被起訴罷免之法官，為一獨立行使職權之合議制組織。有關法官彈劾法庭之組成、任期及審判，茲分述如下：

- 1、法官彈劾法庭係由眾議院議員及參議院議員各 7 人組成，根據慣例，係依政黨比例分配裁判員之員額；其預備員額，為眾議院議員及參議院議員各 4 人。（法官彈劾法第 16 條第 1 款）
- 2、法官彈劾法庭之裁判員及其預備員之任期，以眾議院議員或參議院議員之任期為限，裁判員不需具備法律專業資格（法官彈劾法第 16 條第 5 款）。實務上，訪團拜會當時法官彈劾法庭之裁判員中，共計 5 名具備法律專業資格，分別為 3 名眾議員、2 名參議員。
- 3、法官彈劾法庭必須有 5 名以上眾議員和 5 名以上參議員出席始能進行聽證或審判。（法官彈劾法第 20 條）

4、法官彈劾法庭審判長由裁判員相互選舉產生（國會法第 125 條）。

根據慣例，審判長之任期原則為 1 年，並由眾議院和參議院之裁判員交替選任。2024 年係由參議員松山政司擔任審判長。

5、法官彈劾法庭之審判長對外代表彈劾法庭，除指揮言詞辯論、維持法庭秩序、整理評議外，並兼負監督彈劾裁判所相關事務之責。（法官彈劾法第 17 條）

法官彈劾法庭之幕僚單位為法官彈劾法庭事務局，係依據法官彈劾法第 18 條規定設立，置局長 1 人，現有員額計 11 人。事務局之主要職責為協助審判長及裁判員辦法官彈劾及資格回復等案件審理相關事務、辦理與案件審理、審判有關法令之法制作業，及出庭相關行政事項。

（二）拜會過程

1、拜會時間：2024 年 9 月 25 日下午 2 時

2、接見代表：

（1）法官彈劾法庭事務局 總務課長 繩田康光

（2）法官彈劾法庭事務局 訟務課長・律師 山田政樹

3、拜會實況：

法官彈劾法庭位於日本參議院第二別館南棟九樓，訪團抵達後，由法官彈劾法庭事務局之聯絡窗口總務課岩瀨元和接待換證，再引導至會議室進行意見交流。

首先由事務局總務課長繩田康光主講，介紹法官彈劾制度概述、法官彈劾制度之宗旨及意義、罷免訴追事件（包括：罷免事由、法庭組織及員額分配、裁判程序、罷免判決之效果及相關案例）、資格回復裁判請求事件等，並就訪團提問逐一答覆，再進行意見交換。

會後，在繩田課長及山田課長之帶領下，實地參觀法官彈劾法庭，瞭解法庭席位配置，結束之後，由訪團王增華處長致贈法官彈劾法庭事務局代表團禮品，並合影留念。



圖 7 法官彈劾法庭



圖 8 訪團致贈禮品予法官彈劾法庭
事務局代表

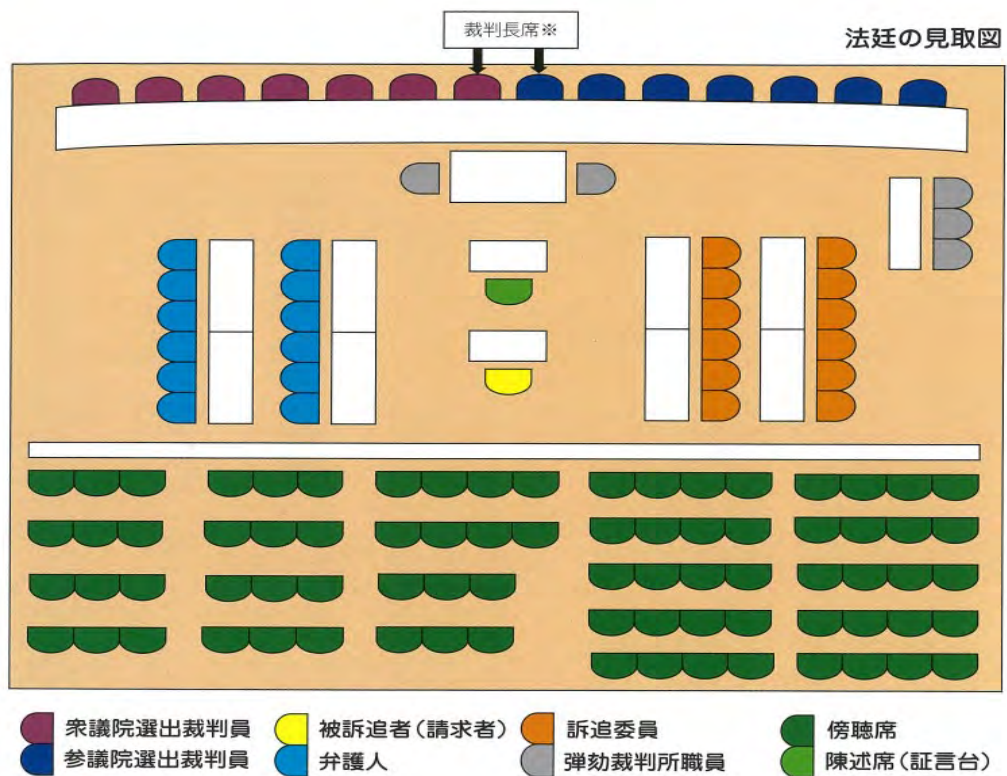


圖 9 法官彈劾法庭配置圖

資料來源：日本「法官彈劾法庭」宣傳冊，頁 3，2018，法官彈劾法庭事務局。

四、東京都總務局

(一) 機關(構)簡介

東京都係日本首都，為政治、經濟、文化的中心，人口數在全國 47

個都道府縣中排名第一，約為 1,410 萬人⁵。2024 年東京都職員之法定員額為 166,665 人。各機關法定員額配置如下表所示：

表 1 東京都職員法定員額概要表

職員定数の概要(令和6年4月1日現在)

区分	令和6年度 条例定数	令和5年度 条例定数	差引	
東京都職員定数条例	33,026	32,756	270	
知事部局等	20,187	19,900	287	
公営企業	交通局	6,715	6,702	13
	水道局	3,603	3,633	△30
	下水道局	2,521	2,521	0
	小計	12,839	12,856	△17
学校職員定数条例	68,274	67,490	784	
警視庁設置条例	46,592	46,501	91	
東京消防庁職員定数条例	18,773	18,684	89	
全任命権者総計	166,665	165,431	1,234	

資料來源：東京都總務局人事部網站，<https://www.soumu.metro.tokyo.lg.jp/03jinji/teisu.html>

檢索日期 20241002。

東京都總務局係負責東京都政府內部管理、各單位間業務協調聯繫，並負責對區、町、村等地方政府行政與財務運動提供建議與管理，及各項統計調查等作業。

(二) 組織編制

東京都總務局下設總務部、復興支援對策部、人事部、公務倫理促進部、行政部、綜合防災部、統計部、人權部等單位。截至 2024 年 4 月 1 日止，總務局之職員數為 1,001 人，其組織架構如下圖所示。

⁵ 參閱東京都網站，<https://www.metro.tokyo.lg.jp/tosei/hodohappyo/press/2024/01/31/20.html>，檢索日期 20241001。

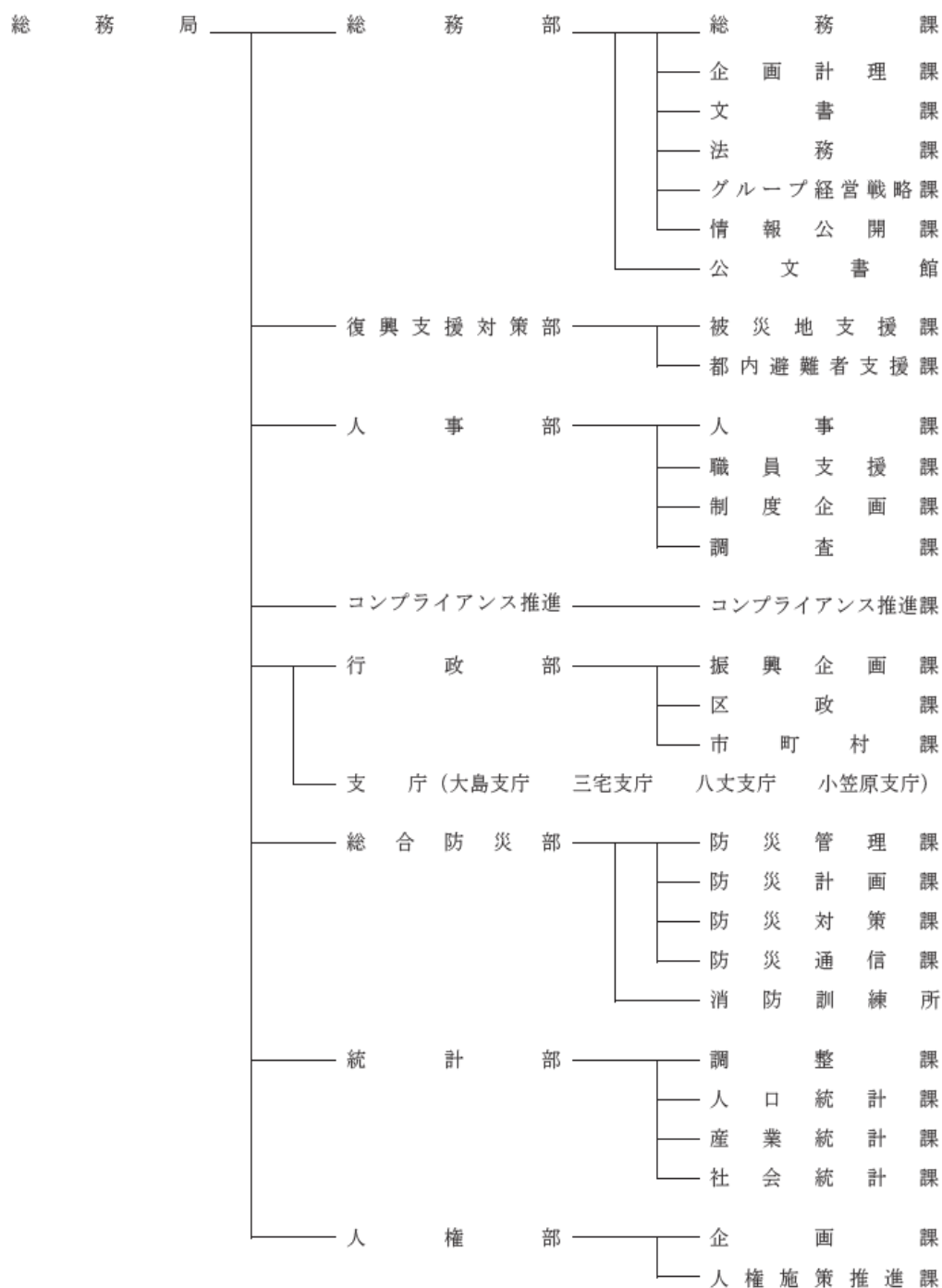


圖 10 東京都總務局組織架構圖

資料來源：2024，《日本東京都總務局事業概要 令和 5 年版》，頁 4，

https://www.soumu.metro.tokyo.lg.jp/jigyogaiyou/05jigyogaiyou_1.pdf，檢索日期 20241001。

其中，人事部職掌業務係負責規劃、實施和調整任命權者，即知事對於職員之任命、服務安排、調動、懲戒、職位編制、人才培養等人事管理之全方位業務。此外，為了確保整個都廳人事業務一致性，亦對其

他任命權者進行各種綜合協調。同時，並負責處理薪酬、工時等各項制度審查、職員組織與工會之聯絡窗口業務，以及其他與職員勞動管理有關事務，並負責福利待遇、安全衛生（健康）管理、公務災害補償等，以確保職員能夠專注於工作。

（三）本次拜會行程由台北駐日本經濟文化代表處吳承瀚秘書與東京都總務局接洽，聯繫結果東京都總務局因公忙之故不便受訪，致未能成行，爰經洽請該局改提供書面答覆資料供訪團參考。

五、台北駐日本經濟文化代表處

（一）機關（構）簡介

台北駐日經濟文化代表處係我國在日本之駐外機構，由於日本與我國無正式邦交關係，因此駐日代表處雖是民間機構，但確負有實質大使館及領事館的任務。

台北駐日經濟文化代表處代表為李逸洋大使，處本部位於東京都港區白金台地區，設有領務組、經濟組、教育組、科技組、僑務組、新聞組及臺灣文化中心等，工作人員約為 100 人，目前在橫濱、大阪、福岡、那霸、札幌設有辦事處及分處。⁶

（二）拜會過程

1、拜會時間：2024 年 9 月 26 日上午 10 時

2、接見代表：台北駐日本文化經濟代表處 三等秘書 吳承翰

（三）拜會實況：

台北駐日本文化經濟代表處係位於東京都港區白金台地區，訪團抵達後，由吳承瀚秘書負責接待，並至代表處大廳進行意見交流。

訪團首先針對代表處就本團拜會行程之接洽與聯繫表達感謝之意，

⁶ 參閱台北駐日經濟文化代表處網站，<https://www.roc-taiwan.org/jp/post/9.html>，檢索日期 20241001。

嗣就代表處編制、工作概況及實務運作情形等議題，進行意見交流，雙方會談氣氛融洽熱絡。結束之後，由訪團王增華處長致贈代表處禮品，並合影留念。



圖 11 訪團與台北駐日本文化經濟代表處
吳承瀚秘書合影

參、日本法官彈劾制度及實務運作現況

一、法官彈劾制度概要

「彈劾」一詞係指對違法失職之公務人員提出控訴，以追究其責任。制度起源於英國，後來被納入美國憲法，成為罷免總統、政府高官和聯邦法官之制度，如今各國形式各異。日本彈劾制度係在第二次世界大戰後，制定之憲法首次引進法官彈劾制度。基於此，1947 年制定「法官彈劾法」，確立了法官彈劾制度。其三項特色如下：

- (一) 僅針對法官進行彈劾裁判。
- (二) 彈劾訴追及裁判由國會議員中選出之成員進行，而非由議會負責。
- (三) 制定「法官彈劾法」規範法官彈劾相關事項。

二、法官彈劾制度之宗旨與意義

司法獨立係民主國家之基本原則之一，法官肩負保護國民權利之重要角色。基此，日本憲法規定，法官應獨立行使職權，並本於良知行事，僅受憲法和法律的約束（憲法第 76 條第 3 項）。此外，為了確保法官能夠獨立公正地執行審判，不受國家權力等外部影響或威脅。故日本憲法禁止行政機關對法官進行處分，並確保於任職期間無法任意被減薪，以保障其地位，實現司法權之獨立性。

然而，基於主權在民原則，司法權亦必須反映國民之意志。法官地位既然建立在國民的信賴之上，因此，當法官的行為喪失了國民信任時，就應該設置可以剝奪其地位之途徑。日本憲法第 15 條第 1 項賦予國民選任和罷免公務員之權利。當法官有悖離國民期待和信任之行為時，基於主權者和國民之意志，就有必要剝奪該法官之身分。

日本法官彈劾制度還具有基於三權分立，立法機關對司法部門間接抑制之功能。其模式係受到美國制度啟發。根據美國的制度，從權力分立之角度來看，聯邦議會的眾議院提出彈劾案，而參議院則進行彈劾審判。然

而，現代議會之議員眾多，需要處理法律、預算等眾多案件，並不一定是進行審判之最適機構。因此，日本決定設立特別之法庭，由從國會議員中選出之裁判員組成，來進行法官之彈劾審判。

三、法官之彈劾事由

依日本法官彈劾法第 2 條規定，日本法官之彈劾原因如下：

- (一) 嚴重違反職務上之義務或嚴重怠於執行職務者。
- (二) 不論職務範圍內或外，嚴重損害法官威信者。

按「嚴重」係屬不確定法律概念，個案之事實該當嚴重與否，其定義與界線易致爭議。因此，國會行使法官彈劾權，自應慎重其事，審慎為之。

四、法官之彈劾程序

(一) 訴追程序

同前所述，訴追委員會是唯一有權向法官彈劾法庭提起罷免訴追之機構，相關程序及實務作法，茲說明如下：

1、提議：

依據法官彈劾法第 9 條、第 11 條及第 15 條規定，訴追委員會除可依職權自行提議外，日本國民若認為某法官具有罷免之彈劾事由，可向訴追委員會請求進行罷免訴追，提出請求時應提交載明請求理由之文件，並不收取任何費用。只要形式要件符合、載明請求對象，即由訴追委員會立件。

此外，最高法院亦有義務在認為某法官有罷免彈劾事由時，向訴追委員會請求罷免訴追，而最高法院請求罷免訴追之對象並不僅限於最高法院法官。

訴追委員會在過去的 3 年間，2021 年受理了 482 件、2022 年受理了 918 件、2023 年受理了 791 件。過去 10 年內共受理 6,871 件案件。訴追請求人數以國民占多數，律師次之，最高法院居末。

2、調查：

訴追委員會收到請求後，針對立案之案件，根據請求人主張之內容調查法官是否存在罷免事由。如果僅依據訴追請求書無法清楚瞭解罷免事由，委員會將查閱裁判紀錄，或根據需求向請求人請求補充說明。必要時，委員會亦會向相關人詢問進行進一步調查。

訴追委員會進行調查時，法律上未規定應給予被追訴之法官陳述意見之機會，惟必要時仍得請其陳述意見。

此外，為提高審議效率，訴追委員會之幕僚單位即事務局，會事先撰擬案件內容之報告書（概要書），供委員會審議。從受理訴追請求書至撰擬概要書，主要由事務局在委員會之指導下進行。訴追委員會事務局目前員額計 14 名，為了協助訴追案件之調查事項，除事務局次長具有律師資格外，另有配置 3 名調查員。

3、訴追期限：

罷免事由發生後逾 3 年則無法提起訴追，除非該期間因眾議院解散等原因而使之延長，此期間稱之為訴追期限。

4、決定：

- (1) 訴追之決定，須有眾議院議員 7 人以上、參議院議員 7 人以上出席，始能作成決定。
- (2) 訴追委員會之議事程序，由出席委員表決之多數決定，同數時，由主席決定。惟提起罷免訴追或中止罷免訴追，須經出席委員三分之二以上多數決定。
- (3) 訴追委員會之議決，除成立或不成立外，依據法官彈劾法第 13 條規定，訴追委員會可視個案情狀，例如被追訴者深具悔意或有其他情事，亦可以作成訴追猶豫之決定，類似於緩起訴之概念，惟該猶豫期間法律上及實務作法均無規定。
- (4) 訴追委員會之表決方式，實務上有舉手表決、投票表決，或

個別詢別再作成統計等方式。訴追委員會成員之出席狀況、表決情形、調查進展、內容及決定理由等，均不對外公開。

5、提出：

依法官彈劾法第 14 條規定，法官罷免之訴追，應向法官彈劾法庭提出訴追狀，並通知最高法院。訴追狀並應載明受訴追法官之職務、姓名及罷免之事由。迄今為止，訴追委員會計對 10 名法官提起罷免訴追。

實務上，大多數國民提出的訴追請求，多係對其裁判結果之不滿，應循上訴等法律程序處理，而非屬罷免事由。雖法律並無明文規定裁判內容或事由不能作為罷免訴追之審查事由，但基於司法獨立原則，對於法官審判核心事項，即個案審理之法律見解、心證形成及事實認定等，無法作為彈劾事由或裁判事由。

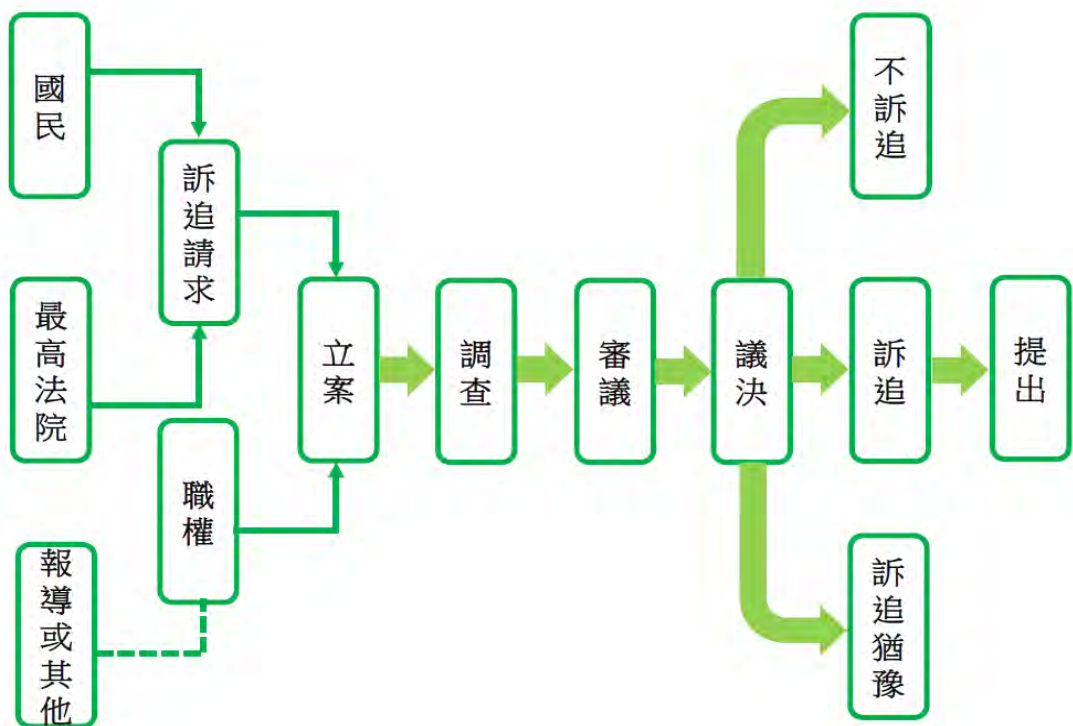


圖 12 法官訴追程序流程圖

資料來源：修改自日本「法官彈劾法庭」宣傳冊，頁 6，2018，法官彈劾法庭事務局。

6、相關統計數據

(1) 受理件數

表 2 法官訴追委員會受理案件統計表

單位：件；人

年度	受理件數	訴追	訴追猶豫
2023	791	-	-
2022	918	-	-
2021	482	10 (1)	-
1948-2023	24,510	58 (10)	12 (7)

註：括號內係指實際受訴追之法官人數。

資料來源：日本法官訴追委員會官網，<https://www.sotsui.go.jp/data/index3.html>，
檢索日期 20241001。

(2) 訴追請求人數

表 3 訴追請求人數統計表

單位：人

期間	最高法院	律師	國民
1948-2023	8	2,689	895,913

資料來源：日本法官訴追委員會官網，<https://www.sotsui.go.jp/data/index3.html>，
檢索日期 20241001。

(3) 審查事由訴訟類型

表 4 審查事由訴訟類型統計表

單位：%

期間	民事 事件	行政 事件	刑事 事件	家事 事件	其他
1948-2023	64.9	8.1	17.6	4.2	5.2

資料來源：日本法官訴追委員會官網，<https://www.sotsui.go.jp/data/index3.html>，
檢索日期 20241001。

(4) 請求訴追案件主張事由

表 5 請求訴追案件主張事由統計表

單位：%

嚴重違反職務上之義務或嚴重怠於執行職務者 (95.1%)	誤判不當裁判	50.7	不論職務範圍內或外，嚴重損害法官威信者 (4.9%)	請託收賄	0.4
	違反訴訟程序	13.8		利用地位	0.1
	不當訴訟指揮	9.5		言行不當	2.2
	案卷登載不實	1.6		其他	2.2
	延遲審理	2.1			
	裁判書延遲交付	0.1			
	否准證據調查	2.6			
	監督不周	4.6			
	記錄處理不當	0.5			
	不當調停和解	0.3			
其他	9.3				

資料來源：日本法官訴追委員會官網，<https://www.sotsui.go.jp/data/index3.html>，

檢索日期 20241001。

(二) 審理程序

當彈劾法庭收受來自訴追委員會之彈劾提案時，即開始進行審理程序，以決定是否罷免被訴追之法官。由於法官彈劾案件之審判適用刑事訴訟法相關規定，因此採用類似刑事審判程序。茲將法官彈劾審理程序，分述如下：

1、公開審理：

彈劾法庭採公開審理程序，迄今未有例外情形而不予公開。在公開法庭審理期間，亦從未允許媒體或旁聽者進行錄音或錄影。另外，除了罷免及不罷免之裁判外，其他（如法官停職、資格回復等）審理及裁判則不要求公開。

2、裁定停止職務：

彈劾法庭對於移送之案件，認為有先停止被訴追法官職務之必要時，得裁定先行停止被訴追法官之職務（法官彈劾法第 39 條）。受到訴追之法官，於彈劾法庭作出裁判前，不得申請自願離職。（法官彈劾法第 41 條）

3、訴追狀之送達：

當彈劾法庭收受訴追狀後，應即將訴追狀繕本送達被訴追法官（法官彈劾法第 21 條），被訴追之法官得選任辯護人為其辯護（法官彈劾法第 22 條第 1 項）。辯護人之選任，準用刑事訴訟法相關規定（法官彈劾法第 22 條第 2 項）。

4、證據之調查：

依法官彈劾法第 29 條規定，彈劾法庭審理案件，得依申請或依職權進行調查必要之證據。但彈劾法庭及審判長，不得拘提、沒收、搜索，或為其他對人之身體、財產或處所之強制處分及裁罰。彈劾法庭除前述情況外，因調查證據之必要，可以採取以下措施：

- (1) 命證物所有權人提交證物。
- (2) 為發現真實，得檢查必要場所。
- (3) 要求有關機關提出報告或資料。

5、有下列妨礙證據調查情形之一者，處 10 萬日元以下罰鍰：

- (1) 證人、鑑定人、通譯或翻譯，無正當理由未出席或未履行其義務者。
- (2) 彈劾法庭命令提交證物，而無正當理由未提交者。
- (3) 拒絕或妨礙彈劾法庭之檢查者。

6、審判之進行：

- (1) 彈劾法庭審理案件，應公開法庭行之。（法官彈劾法第 26 條）
- (2) 彈劾法庭應本於言詞辯論而為判決。如被訴追法官於言詞辯論期日未到庭者，應再定期日。如無正當理由不到場者，得

逕行審理及判決。(法官彈劾法第 23 條)

(3) 訴追委員會之委員長或其指定之訴追委員，應於審理及判決宣告時到庭(法官彈劾法第 24 條)。實務上，訴追委員會之委員長多指定具律師資格之訴追委員蒞庭。

(4) 彈劾法庭得傳喚被訴追法官，但不得拘提。(法官彈劾法第 28 條)

7、審理期限

彈劾法庭之審理期間無具體限制。然而，為避免遭罷免訴追之法官長期處於不確定狀態，因此需要迅速進行審理。平均審理期間為 246.6 天，最短之案件為 49 天，最長之案件為 1,022 天。

8、判決

(1) 裁判應依參與審理之裁判員過半數之意見決定之；但為罷免之裁判，應依參與審理之裁判員三分之二以上多數意見決定之。(法官彈劾法第 31 條)

(2) 裁判應製作判決書(法官彈劾法第 34 條)，判決書應附加理由(法官彈劾法第 33 條第 1 項)。如為罷免之判決，應載明理由及證據(法官彈劾法第 33 條第 2 項)。

(3) 判決書應送達被訴追法官及最高法院(法官彈劾法第 35 條)，並應送登公報公開之。(法官彈劾法第 36 條)

(4) 實務上，由於裁判的評議不公開，裁判員之意見並不會以記名方式公開。自 1948 年起至 2024 年止，罷免訴追事件計 10 件，其中成立罷免計 8 件，未成立罷免計 2 件。

9、罷免判決之效果

彈劾法庭一經宣告罷免判決，則被訴追之法官即喪失法官身分，同時喪失成為律師或檢察官之資格。此外，原則上不再享有退休金，並且部分年金亦受到限制。

10、資格回復請求

- (1) 依據法官彈劾法第 38 條規定，請求資格回復事由，其一是自罷免判決宣告之日起經過 5 年，並存在相關事由者(第 1 號)；其二是發現新事實或新證據顯示不存在罷免事由，或有其他相當事由可進行資格回復之裁判(第 2 號)。
- (2) 資格回復請求係由被罷免之法官本人提出請求，無須公開法庭審理，亦可以書面審查方式進行。審理結果如認為請求有理由，則恢復資格；若認請求無理由，則予以駁回。資格回復請求並無申請次數限制，一旦作出資格回復之裁判，則其法律專業資格等將被恢復，惟不溯及既往生效。
- (3) 截至目前為止，資格回復請求事件計有 8 件，以上述第 1 號理由請求者計 5 件(其中 4 件資格回復、1 件當事人撤回)；以第 2 號理由請求者計 3 件，均被駁回。

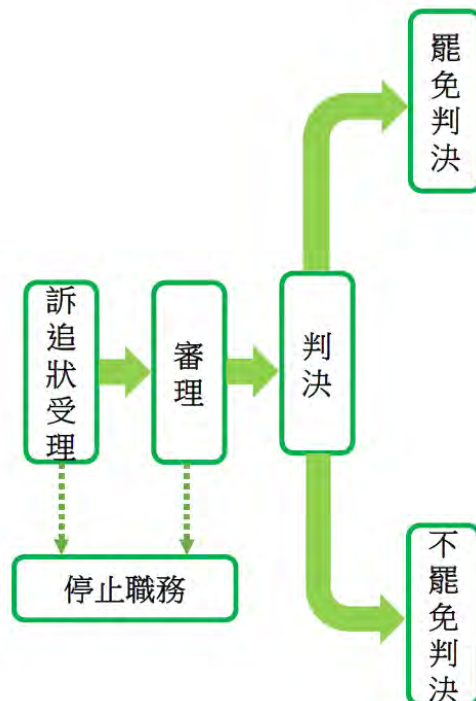


圖 13 法官彈劾程序流程圖

資料來源：修改自日本「法官彈劾法庭」宣傳冊，第 6 頁，2018，法官彈劾法庭事務局

肆、日本公務員懲戒課責制度及實務運作現況

一、一般職國家公務員之懲戒制度概述

依日本國家公務員法第 2 條第 5 項規定，公務員之懲戒僅適用於一般職，對於特別職國家公務員則不適用。日本一般職國家公務員之懲戒機關，為有任命權者及人事院兩者⁷，人事院亦可將涉及違反國家公務員倫理法之行為，委任由國家公務員倫理審查會進行懲戒。惟實務上，多由任命權者為之，案件來源有民眾檢舉、內部告發或媒體報導等。

違反一般服務義務部分，受懲戒處分之原因有下列三項⁸：

- (一) 違反國家公務員法或國家公務員倫理法或依據該等法律所發布之命令者。
- (二) 違反職務上義務或怠忽職務者。
- (三) 有不符公務員身分之不良行為者。

一般職國家公務員之懲戒處分種類，依日本國家公務員法第 82 條規定如下：

(一) 免職

係剝奪公務員身分之處分。受處分者之國家公務員身分喪失，且 2 年內不得再任國家公務員⁹，亦不可領取全額或部分退休金。

(二) 停職

係一定期間內停止執行職務之處分，仍保有其公務員之身分。其期

⁷ 日本國家公務員法第 84 條規定：「①懲戒処分は、任命権者が、これを行う。②人事院は、この法律に規定された調査を経て職員を懲戒手続に付することができる。」

⁸ 日本國家公務員法第 82 條第 1 項各款規定：「①この法律若しくは国家公務員倫理法又はこれらの法律に基づく命令（国家公務員倫理法第五条第三項の規定に基づく訓令及び同条第四項の規定に基づく規則を含む。）に違反した場合。②職務上の義務に違反し、又は職務を怠つた場合。③国民全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあつた場合。」

⁹ 日本國家公務員法第 38 條規定：「次の各号のいずれかに該当する者は、人事院規則で定める場合を除くほか、官職に就く能力を有しない。……二懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者。」

間為 1 日以上 1 年以下，停職期間原則不得支領薪俸。¹⁰

(三) 減俸

係減少受懲戒人月俸五分之一以下之支給；其期間為 1 年以下。¹¹

(四) 申誡

申誡之作用係讓公務員確認其違失應盡之義務，並促其對未來之行為加以注意。¹²

日本一般職國家公務員之懲戒程序，係依據日本國家公務員法及人事院規則 12-0 相關規定為之，茲分述如下：

(一) 調查程序

依日本國家公務員法第 74 條規定，關於公務員之懲戒，應公正處理之。同法第 84 條第 2 項規定：「人事院得經本法規定之調查後，將職員交付懲戒程序。」係採便宜主義，規定「得」調查，而非「應」調查。是以，懲戒權者於行使公務員懲戒權應遵守公正原則，惟個案需否先行調查程序，實務上並無法律明文規定，由懲戒權者自由裁量。

(二) 時效規定

公務員身分存續時，無懲戒時效規定。換言之，一旦離職或退休，則無法進行懲戒。

(三) 懲戒程序

懲戒權者於作成懲戒處分時，除應確保公務員接受公正決定之權利外，決定懲戒措施之因素如下¹³：

¹⁰ 日本國家公務員法第 83 條規定：「①停職の期間は、一年をこえない範囲内において、人事院規則でこれを定める。②停職者は、職員としての身分を保有するが、その職務に従事しない。停職者は、第 92 条の規定による場合の外、停職の期間中給与を受けることができない。」

¹¹ 日本人事院規則 12—0 第 3 條規定：「減給は、一年以下の期間、その発令の日に受ける俸給の月額五分の一以下に相当する額を、給与から減ずるものとする。この場合において、その減ずる額が現に受ける俸給の月額五分の一に相当する額を超えるときは、当該額を給与から減ずるものとする。」

¹² 日本人事院規則 12-0 第 4 條規定：「戒告は、職員が法第 82 条第 1 項各号のいずれかに該当する場合において、その責任を確認し、及びその将来を戒めるものとする。」

¹³ 參閱《懲戒処分の指針について（概要）》，平成 12 年 3 月 31 日 職 職—68 人事院事務総長

- 1、違失行為之動機、方式及結果。
- 2、故意或過失之程度。
- 3、被付懲戒人之職責與其違失行為之相關性。
- 4、對其他公務員及社會之影響。
- 5、被付懲戒人過去之違失行為。

懲戒處分應記載之事項，由人事院訂之¹⁴。包括：懲戒處分書、單位名稱、受處分人姓名、處分內容、作成處分日期、任命權者簽署、處分書編號等 7 項。

另依日本國家公務員法第 89 條第 1 項規定，懲戒權者必須在進行該處分時，交付被懲戒人「處分說明書」，說明受處分之理由，並應加註教示規定，載明法律救濟途徑，以保障其權利。

另一方面，違反國家公務員倫理法之調查與懲戒與違反國家公務員法中一般服務義務之情況類似，違反國家公務員倫理法部分，各府省（任命權者）及國家公務員倫理審查會，各自有調查及懲戒權。實務上，多由任命權者進行調查及懲戒程序，並向國家倫理審查會通知、報告及申請准許，因此國家公務員倫理審查會無自動調查之必要性。此外，國家倫理審查會於調查及懲戒程序過程中，會向各府省提供建議意見，以防止同類違法行為再次發生。

（四）懲戒處分公告標準

- 1、屬職務上行為：公開。
- 2、非屬職務上行為：原則上不公開，惟受重大懲戒處分，如免職或停職者，則須公開。

通知（最終改正令和 2 年 4 月 1 日）。

¹⁴ 日本人事院規則 12-0 第 5 條規定：①「懲戒処分は、職員に文書を交付して行わなければならない。②前項の文書の交付は、これを受けるべき者の所在を知ることができない場合においては、その内容を官報に掲載することをもってこれに替えることができるものとし、掲載された日から二週間を経過したときに文書の交付があつたものとみなす。③第一項の文書に記載すべき事項は、人事院が定める。」

以上涉及個資部分，會以去識別化方式處理。

(五) 針對公務員違失行為之訂有懲戒準則，僅供機關參考，並無法律上強制性。

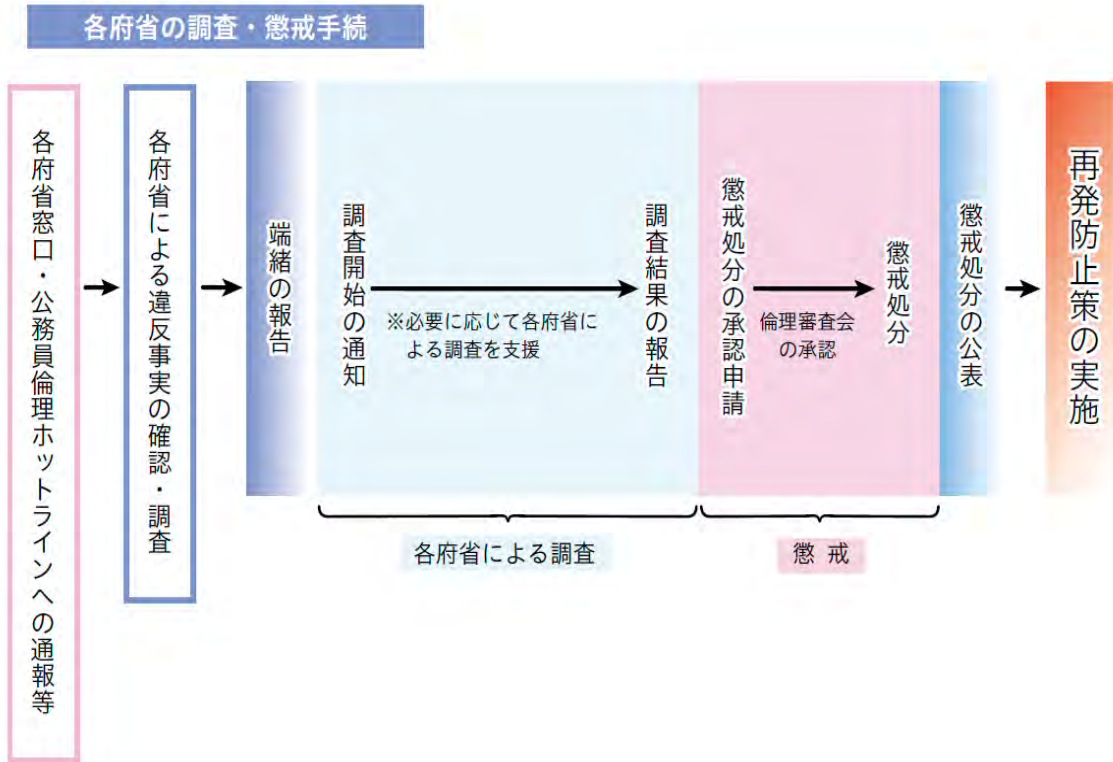


圖 14 公務員違反倫理事件調査懲戒流程圖

資料來源：日本人事院官網 <https://www.jinji.go.jp/content/000000411.pdf>，檢索日期 20241001。

(六) 相關統計數據

- 1、自 2019 年起至 2023 年，一般職國家公務員受懲戒處分計 1,256 人。其中免職計 93 人、停職計 280 人、減薪計 581 人、申誡計 299 人。

表 6 2019 年至 2023 年一般職國家公務員懲戒處分統計表

單位：人

年度	人數	免職	停職	減薪	申誡
2023	240	12	57	110	61
2022	234	17	49	118	50
2021	252	20	50	115	67
2020	234	18	50	110	56

2019	296	26	74	131	65
合計	1,256	93	280	581	299

資料來源：日本人事院提供

2、以 2023 年為例，一般職國家公務員懲戒處分事由，以「公務外非法行為」為最多，計有 77 人。其次為「一般服務關係」，計有 71 人。

表 7 2023 年一般職國家公務員懲戒處事由統計表

單位：人

處分事由	人數	免職	停職	減薪	申誡
違反一般服務關係	71	3	19	29	20
違反工作職責關係	30	-	11	12	7
公共財物處理不當	9	-	-	9	-
侵占等	8	4	3	1	-
收賄等	5	-	-	1	4
交通事故、違規	37	1	8	15	13
公務外非法行為	77	4	16	42	15
監督責任	3	-	-	1	2
合計	240	12	57	110	61

資料來源：日本人事院提供

二、一般職地方公務員之懲戒制度概述

有關地方公務員之懲戒制度，與國家公務員之立法例相同，僅適用於一般職之地方公務員¹⁵。依日本地方公務員法規定，懲戒權亦係由有任命權者為之。

依日本地方公務員法第 29 條規定，一般職地方公務員之懲戒原因，有下列三項：

¹⁵ 日本地方公務員法第 4 條規定：「①この法律の規定は、一般職に属するすべての地方公務員（以下「職員」という。）に適用する。②この法律の規定は、法律に特別の定がある場合を除く外、特別職に属する地方公務員には適用しない。」

- (一) 違反地方公務員法或依該法第 57 條所定有關條例、規則、規程者。
- (二) 違反職務上義務或怠於執行職務者。
- (三) 有損及公務員身分之不良行為者。

一般職地方公務員之懲戒處分種類，與一般職國家公務員懲戒處分之種類相同，依日本地方公務員法第 29 條規定，有免職、停職、減俸、申誡等四種。

為確保具體個案之違失行為能受適當之懲戒，東京都政府設置「東京都職員懲戒分限審查委員會」，相關庶務由總務局人事部人事課協助處理。

東京都職員懲戒分限審查委員會係為了確保對職員之懲戒和分限處分之適當性而設立。該委員會由委員長和委員組成，委員長由負責總務局之副知事擔任，委員則包括除副知事以外的其他副知事、總務局長、總務局總務部長、總務局人事部長以及總務局公務倫理促進部之首席監察員。該委員會法定出席人數為委員總數過半數，議事則由出席委員之過半數決定；同數時，則取決於委員長。

進行懲戒處分時，「東京都職員懲戒分限審查委員會」應在與知事諮詢之基礎上，進行審查並提出調查報告。表決前，監察員會先調查懲戒事由，查明不當行為等事實，並針對案件提出包括有無懲戒之必要及違失程度之意見。監察員於調查過程中，會給予職員陳述意見之機會。知事(懲戒權者)於獲得上述審查委員會之調查意見並作出處分決定後，將通知被懲戒者及交付處分說明書。

職員如對懲戒處分不服，可於收受處分書之次日起算，3 個月內向東京都人事委員會提出審查請求。惟自懲戒處分之日起屆滿 1 年，即無法再提出。

對職員之懲戒處分，原則會在不識別個人資訊之前提下公布以下資訊：事件發生年月日、職級、所屬機關、年齡和性別、事件概要、處分

內容以及處分年月日。然而，在免職等對社會影響重大之案件中，可能會公布職員之所屬機關、職稱及姓名等個人資訊。此外，若公布內容可能侵害受害者或其關係者之隱私等權益，則可能公布部分或不公布全部內容。

2018 年至 2022 年，東京都一般職地方公務員懲戒處分情形如下表所示：

表 8 2018 年至 2022 年東京都一般職地方公務員懲戒處分統計表

年度	人數	免職	停職	減薪	申誡
2022	184	29	54	51	50
2021	149	24	53	26	46
2020	164	22	52	50	40
2019	203	24	61	70	48
2018	218	41	50	61	66
合計	918	140	270	258	250

資料來源：東京都總務局提供

表 9 2018 年至 2022 年東京都一般職地方公務員懲戒事由統計表

事由	人數	免職	停職	減薪	申誡
給與/任用 相關違失行為	72	1	12	32	27
違反一般服務關係	436	44	125	98	169
公務外之違失行為	318	82	109	112	15
收賄	15	10	3	0	2
交通事故/ 違反交通法規	49	3	19	8	19
監督責任	28	0	2	8	18
合計	918	140	270	258	250

資料來源：東京都總務局提供

伍、心得與建議

開放政府之三大核心要素，即為「透明」(transparency)、「課責」(accountability)、「參與」(participation)。監察院自 1931 年建院以來，固有之彈劾權，隨著臺灣民主化的開展，亦逐步落實並深化開放政府之理念。

此次經由參訪拜會日本法官訴追委員會、法官彈劾法庭、人事院等機關(構)，實地瞭解日本針對法官及一般職公務員違失行為之課責機制，讓考察團隊得以近距離觀察其在組織、程序及運作等面向透明化程度，再透過綜合檢視其優缺點，藉以回饋、檢視並完善彈劾及課責機制。

茲將此行所得提出心得與建議如次：

一、日本法官彈劾制度設計雖與我國迥異，惟兩者均係透過嚴謹法律程序及運作，建構課責機制。

日本法官彈劾制度模式係受到美國制度的啟發，同時從美國實施多年彈劾制度之經驗，建立其法制體系與架構。依據日本憲法第 78 條明定，法官除經認定其精神或身體障礙致不能履行職務外，非經公開彈劾不得免職，旨在保障法官職位之安定性，確保能獨立而公正行使司法審判權。另一方面考量司法權與立法權的均衡，且基於國民主權原則，對於違反公共信任的法官，係由具民意基礎之參眾兩院部分議員另外組成之機關(構)，擔任彈劾訴追及審理的角色，且彈劾法庭之裁判員，並不須具備法律專業。彈劾目的單一，僅僅決斷其是否適任與去留，與我國法官彈劾制度之設計迥然不同。

依我國制度之設計，彈劾係屬於監察院的專權。監察院針對違法失職之公務人員發動懲戒權，嗣由懲戒法院進行審判，並非由國會發動並行使審判權。針對法官部分，除了剝奪其身分之懲戒處分外，另有剝奪或減少退休(養)金、罰款及申誡等處分。

各國彈劾制度涉及到由不同機關進行訴追和裁判方式，以及彈劾對象

與範圍。此等差異源於各國獨特之歷史背景與法政經驗等因素，因此無法一概而論何種制度更為優越。不過，彈劾權之行使，關乎法官身分或對於法官有重大影響，日本彈劾制度設計雖與我國迥異，惟兩者均係透過嚴謹法律程序及運作，建構課責機制。

謹就日本與我國針對法官彈劾制度之比較列表如下：

表 10 日本與我國法官彈劾制度之比較

項目	日本	我國
提議機關	訴追委員會	監察院
提議人數	參眾議員至少各 7 人，至多各 10 人出席，經出席委員三分之二以上多數決定之。	監察委員 2 人以上提議，並由監察委員至少 9 人，至多 13 人出席審查，經出席委員過半數決定之。
審理機關	彈劾法庭	懲戒法院職務法庭
審理人數	參眾議員至少各 5 人，至多各 7 人出席，依參與審理之裁判員三分之二以上多數意見決定之。	第一審由職業法官 3 人與參審員 2 人共同組成合議庭審理。
審級制度	一級一審	一級二審
審理程序	公開審理	公開審理

資料來源：自行整理。

二、日本彈劾法官並予免除其職務者，因涉及其身分權利之重大影響，歷年來案件數甚少。

日本憲法引入法官罷免制度（憲法第 64 條），賦予國會「法官彈劾權」，並據此於 1949 年制定了「法官彈劾法」。法官被罷免之影響不僅僅免除其職業身分，並連帶喪失擔任檢察官、律師等資格，而且必須承受經

濟上之不利益，通常會剝奪其退休金，年金亦受到限制，這些重大影響可說是對應著法官地位及身分強大保障。

雖然法官訴追委員會每年收受申請訴追案件近 800 件，惟成立罷免訴追之案件比例極低，究其緣由多是申請人對其裁判結果之不滿，非屬罷免事由。此一現象亦與監察院處理人民陳情案件類同，監察院每年收受人民書狀約 1 萬 5 千件，其中司法案件約占 4 成，諸如判決不公、司法人員操守不良、積壓案件、開庭態度不佳、提出的證據不被審酌、判決違背法令、心證違背經驗法則、檢察官濫權起訴、起訴案件獲有罪判決的比例偏低等等。因此如何在不違背法官獨立行使職權之下，來監督司法，以維護人權，整飭官箴，亦是監察院非常重要的課題。

由日本法官彈劾法庭公開資料可知，截至 2024 年 9 月底，日本彈劾法官計 10 人，其中 8 人被罷免。相關違失行為包括：因疏忽處理案件而被撤銷簡易命令請求、參與政治陰謀、接受案件相關人員的贈賄、與未成年人性交易、騷擾行為、於電車上偷拍女乘客、及於社交媒體發布與案件有關言論等。

表 11 日本歷年彈劾法官案件一覽表

項次	年份	事由	結果	審理經過	
				開庭次數(次)	審理期間(天)
1	1948	無故缺勤(違反職務上義務)、參與非法食品黑市交易及隱瞞案件。(損害威信)	不罷免	10	149
2	1948	事先提供家宅搜索資訊(違反職務上的義務)。將案件轉交他人處理(損害威信)。	不罷免	10	421
3	1955	怠於處理案件，使簡易案件	罷免	13	220

		395 件罹於時效。發放空白搜索票、監督不周、介入私人糾紛。(違反職務上義務、損害威信)			
4	1957	現場調解返程中，接受申訴人酒席招待。(損害威信)	罷免	5	77
5	1977	以檢察總長名義致電現任總理，報告有關前總理腐敗案件之虛假調查情況，並予錄音透露新聞記者。(違反職務上義務、損害威信)	罷免	6	49
6	1981	從負責破產案件之破產受託人收受高爾夫球相關裝備和兩套西裝。(違反職務上義務、損害威信)	罷免	6	163
7	2001	與 3 名未成年人進行性交易。(損害威信)	罷免	3	111
8	2008	對法院女性職員反覆騷擾及監視。(損害威信)	罷免	2	106
9	2012	在電車中偷拍女性乘客裙底。(損害威信)	罷免	2	148
10	2021	在民刑事案件中利用社群媒體發布帖子，傷害及侮辱受害人家屬感情。(損害威信)	罷免	16	1,022

資料來源：整理自「日本法官彈劾法庭」官網及法官彈劾法庭事務局提供資料，

<https://www.dangai.go.jp/lib/lib1.html>，檢索日期 20241001。

進一步比較我國彈劾法官及其受懲戒情形，法官法自 2012 年 7 月 6 日施行，對於法官懲戒增加較嚴厲之手段，即「免除法官職務，並喪失公務人員任用資格」之懲戒處分，藉以淘汰不適任法官。且於法官法第 50 條第 3 項明文規定，法官受免除法官職務並喪失公務人員任用資格、撤職之懲戒處分者，不得充任律師，已充任律師者停止其執行職務；受撤職、免除法官職務轉任法官以外職務之懲戒後，不得回任法官。上開處分均係對法官之身分任用關係，或其職務造成重大變動，足以影響法官之身分獨立性。

2012 年 7 月 6 日起至 2024 年 9 月 30 日止，監察院彈劾法官計 34 人，其中經職務法庭判決「免除法官職務，並喪失公務人員任用資格」者計 1 人、「撤職」者計 3 人、「免除法官職務，轉任法官以外職務」者計 7 人。相較於日本，在彈劾權行使上更具積極性，藉以適時監督汰除不適任法官，進而達成整飭官箴、澄清吏治之目的。

此外，值得一提的是，鑑於法官職務之特殊性，日本法官彈劾制度設計有「訴追猶豫」及「資格回復」等二項措施。在訴追階段，訴追委員經多方考量，如被訴追之法官深具悔意或有其他具體情事後，可作成訴追猶豫之決定；針對被罷免之法官，彈劾法庭可根據一定情況進行資格恢復之審理。

上開制度不免讓人思考，對法官彈劾懲戒之目的，係對其違失行為所徵顯整體人格作總體之評價，資以判斷是否適任，若已經相當嚴謹程序（提議、審理）作成不適任之決定，嗣經一段期間（日本被罷免法官自判決宣告之日起逾 5 年），經申請且獲准予即可回復法官資格，是否已足以發揮淘除不適任法官，並對現職法官達到懲儆之預防作用，容有討論空間。

三、監察院彈劾權之行使較日本更為公開透明，且案件受理管道亦

較多元。

依據日本法官彈劾法第 10 條第 3 項規定，法官訴追委員會的審理程序不予公開。因此，包括調查進度、內容、訴追委員之出席狀況、發言、表決情形及決定理由等，原則上均不對外公開。此外，日本國民如認有理由透過彈劾罷免法官，須以書面載明理由向訴追委員會提出，僅可接受郵遞或親送至訴追委員會受理。

而監察院彈劾權之行使，為應民意及順應制度變革，近年來持續朝向公開透明之目標邁進，具體實踐做法有：審查決定成立或不成立確定之彈劾案，均公布審查決定書，公布內容包括成立票或不成立票之投票委員名單及票數、審查委員請假或迴避情形。此外，為落實民主可問責性，及彰顯委員行使職權之獨立性，審查委員於表決票得附具決定理由，並得對外公布。

由上可知，監察院彈劾權行使公開透明之程度優於日本。除此之外，我國一般民眾向監察院檢舉或陳情之途徑更顯多元，包括：1.至監察院陳情受理中心向值日之監察委員陳情。2.於監察委員至地方機關巡察時，向巡察之委員陳情。3.遞送、郵寄或傳真陳情書予監察院或監察委員。4.透過監察院網站陳情信箱陳情。5.視訊陳情。

謹就日本與我國彈劾制度之公開透明程度比較列表以下：

表 12 日本與我國法官彈劾制度之公開透明程度比較

權責機關	項目	日本	我國
日本-法官訴追委員會 監察院-彈劾案審查會	出席狀況	不公開	公開
	表決情形	不公開	公開
	決定理由	不公開	得公開
	案件內容	部分公開	公布成立彈劾案文

資料來源：自行整理。

四、日本彈劾法明定訴追時效，我國彈劾權之行使則無時效規定。

日本法官彈劾制度之設計，在於追究法官之職位責任，剝奪不適任法官之職業身分。由於罷免訴追案件的審判適用刑事訴訟法的規定，因此採用類似刑事審判程序。又為避免法官長期面對被罷免訴訟之風險，無法期待其獨立而公正的行使司法審判權，對訴追權設有時效限制。依據日本法官彈劾法第 12 條規定，彈劾罷免事由發生後（例如判決日）已逾 3 年者，不得提起罷免訴追。前述 3 年期間非指向訴追委員會提出申訴之期限，而是罷免事由發生後，至案件繫屬法官彈劾法庭之日止。此外，針對同一法官之數違失行為，經訴追委員會移送後，法官彈劾法庭將一併審理。不過，只有現任法官才能成為彈劾審判的對象，已退休之法官則不在此列。

而我國監察委員就彈劾權之行使，於憲法與監察法均無時效規定。因此，對於重大違法失職情形，監察院自得行使憲法賦予之彈劾權，以達成整飭官箴、澄清吏治之目的，並且已退休之公務員（法官），如發現其在職期間有違法失職情形，監察院仍應依法彈劾，移付懲戒。

雖然目前法官法訂有懲戒權行使時效規定¹⁶，惟監察院無法於提案彈劾時，即先預判懲戒法院將作成何種懲戒處分，不能自行判斷時效範圍，實務運作上即無從對於超過時效者，認無實益而不予彈劾。如已逾行使期間，依法官法第 49 條第 6 項第 3 款規定，職務法庭應為免議判決。此行使期間與刑法上追訴權時效之性質不同，並非阻礙懲戒程序之發動，而是在發動程序調查並確認事實後，認為原應給予某類懲戒手段因時間因素已無行使必要，法律明文限制其懲戒手段之行使。故懲戒法院職務法庭為免議判決，仍應經言詞辯論，並據以確認應受懲戒之事實。¹⁷

¹⁶ (1)「免除法官職務，並不得再任用為公務員」、「撤職」、「免除法官職務，轉任法官以外之其他職務」、「剝奪退休金及退養金或剝奪退養金」，無行使期間之限制。(2)「減少退休金及退養金」、「罰款」或「申誡」之懲戒，5 年。

¹⁷ 參閱司法院網站 <https://www.judicial.gov.tw/tw/cp-1654-3451-e85e6-1.html>，檢索日期 20241004。

茲就我國與日本彈劾制度追訴時效之差異比較如下表所示：

表 13 我國與日本法官彈劾權行使時效比較

法官課責程序	我國	日本
彈劾提議	× 無時效規定	○ 有時效規定 逾 3 年者，不得提起罷免訴追。
彈劾（懲戒） 審理	○ 有時效規定 部分懲戒處分無行使期間之限制； 部分懲戒處分行使期間為 5 年。	× 無時效規定

資料來源：自行整理。

綜上以觀，日本法官彈劾屬於國民對司法官的信任問題，彈劾之目的在決定其適任與否，故彈劾權行使對象僅針對現職法官，且為維護法秩序的穩定性，與避免法官經常處於被罷免之狀態，影響其獨立而公正的行使司法審判權，對其彈劾追訴權之行使時效為 3 年。

而我國之彈劾程序，實質上為懲戒程序之一部分，只要其行為時具法官身分，自應對任職時之行為負責，並與現職法官之違失行為採取相同標準認定，以避免其以離職為手段，規避懲戒責任。

五、日本針對一般職國家公務員之懲戒，訂有懲戒處分指引(概要)，可供我國借鏡。

日本公務員之懲戒制度，實質上較相近於我國對公務員之懲處，均由主管長官（任命權者）為之。為了使懲戒處分更加嚴謹，日本人事院制定懲戒處分指引（概要）作為各任命權者在決定處分標準時之參考，選取了代表性案例，並列出了各案例中標準的懲戒處分種類。標準例中分為 5 大類：①一般服務關係。②公用財物之處理。③職務外之非法行為。④酒駕、交通事故、交通違規。⑤監督責任等。如下表所示：

表 14 日本一般職國家公務員懲戒處分標準一覽表
標準例一覽

事 由		免職	停職	減給	戒告
1 一 般 服 務 関 係	(1) 欠勤 ア 10日以内 イ 11日以上20日以内 ウ 21日以上	●	●	●	●
	(2) 遅刻・早退				●
	(3) 休暇の虚偽申請			●	●
	(4) 勤務態度不良			●	●
	(5) 職場内秩序を乱す行為 ア 暴行 イ 暴言		●	●	●
	(6) 虚偽報告			●	●
	(7) 違法な職員団体活動 ア 単純参加 イ あおり・そのかし	●	●	●	●
	(8) 秘密漏えい ア 故意の秘密漏えい 自己の不正な利益を図る目的 イ 情報セキュリティ対策のけ怠による秘密漏えい	●	●		●
	(9) 政治的目的を有する文書の配布				●
	(10) 兼業の承認等を得る手続のけ怠			●	●
	(11) 入札談合等に関与する行為	●	●		
	(12) 個人の秘密情報の目的外収集			●	●
	(13) 公文書の不適正な取扱い ア 偽造・変造・虚偽公文書作成、毀棄 イ 決裁文書の改ざん ウ 公文書の改ざん・紛失・誤廃棄等	●	●	●	●
	(14) セクシュアル・ハラスメント ア 不同意わいせつ、上司等の影響力利用による性的関係・わいせつな行為 イ 意に反することを認識の上でのわいせつな言辞等の性的な言動の繰り返し 執拗な繰り返しにより強度の心的ストレスの重積による精神疾患に罹患させたもの ウ 意に反することを認識の上でのわいせつな言辞等の性的な言動	●	●	●	●
	(15) パワー・ハラスメント ア 著しい精神的又は身体的な苦痛を与えたもの イ 指導、注意等を受けたにもかかわらず、繰り返したもの ウ 強度の心的ストレスの重積による精神疾患に罹患させたもの	●	●	●	●
2 公 金 官 物 取 扱 い	(1) 横領	●			
	(2) 窃取	●			
	(3) 詐取	●			
	(4) 紛失				●
	(5) 盗難				●
	(6) 官物損壊			●	●
	(7) 失火				●
	(8) 諸給与の違法支払・不適正受給			●	●
	(9) 公金官物処理不適正			●	●
	(10) コンピュータの不適正使用			●	●

3 公務外非行関係	(1) 放火	●			
	(2) 殺人	●			
	(3) 傷害		●	●	
	(4) 暴行・けんか			●	●
	(5) 器物損壊			●	●
	(6) 横領				
	ア 横領	●	●		
	イ 遺失物等横領			●	●
	(7) 窃盗・強盗				
	ア 窃盗	●	●		
	イ 強盗	●			
	(8) 詐欺・恐喝	●	●		
	(9) 賭博				
	ア 賭博			●	●
イ 常習賭博		●			
(10) 麻薬等の所持等	●				
(11) 酩酊による粗野な言動等			●	●	
(12) 淫行	●	●			
(13) 痴漢行為			●	●	
(14) 盗撮行為			●	●	
4 飲酒運転・交通事故・交通法規違反	(1) 飲酒運転				
	ア 酒酔い	●	●		
	人身事故あり	●			
	イ 酒気帯び	●	●	●	
	人身事故あり	●	●		
	措置義務違反あり	●			
	ウ 飲酒運転者への車両提供、飲酒運転車両への同乗行為等 ※飲酒運転をした職員の処分量定、飲酒運転への関与の程度等を考慮し決定	●	●	●	●
	(2) 飲酒運転以外での人身事故				
	ア 死亡又は重篤な傷害	●	●	●	
	措置義務違反あり	●	●		
イ 傷害			●	●	
措置義務違反あり		●	●		
(3) 飲酒運転以外の交通法規違反					
著しい速度超過等悪質な交通法規違反			●	●	
物損・措置義務違反あり			●	●	
5 責監督	(1) 指導監督不適正			●	●
	(2) 非行の隠ぺい、黙認		●	●	

資料來源：日本人事院官網，<https://www.jinji.go.jp/content/900018090.pdf>，檢索日期 20241003。

不過該指引並不具有強制性，各府省之任命權者在具體決定處分種類時，仍應考量①違法行為的動機、方式及結果為何。②故意或過失的程度。③為違法行為之公務員其職責為何。④對其他公務員及社會之影響如何。⑤過去是否有違失行為之紀錄。此外，還應根據日常工作態度及犯後態度等因素進行綜合考量。

另外，針對一般職國家公務員違反國家公務員倫理法，亦訂有相關懲

戒基準供各府省之任命權者參考。如下表所示：

表 15 日本一般職國家公務員違反倫理事件懲戒處分標準一覽表

違反行為に関する懲戒基準

違反行為	懲戒処分の種類
1 各種報告書を提出しないこと	戒告
2 虚偽の事項を記載した各種報告書を提出すること	減給又は戒告
3 利害関係者から金銭又は物品の贈与を受けること	免職、停職、減給又は戒告
4 利害関係者から不動産の贈与を受けること	免職又は停職
5 利害関係者から金銭の貸付けを受けること	減給又は戒告
6 利害関係者から無償で物品の貸付けを受けること	減給又は戒告
7 利害関係者から無償で不動産の貸付けを受けること	停職又は減給
8 利害関係者から無償で役務の提供を受けること	免職、停職、減給又は戒告
9 利害関係者から未公開株式を譲り受けること	停職又は減給
10 利害関係者から供応接待(飲食物の提供に限る。)を受けること	減給又は戒告
11 利害関係者から遊技又はゴルフの接待を受けること	減給又は戒告
12 利害関係者から海外旅行の接待を受けること	停職、減給又は戒告
13 利害関係者から国内旅行の接待を受けること	減給又は戒告
14 利害関係者と共に遊技又はゴルフをすること(遊技又はゴルフの接待を受ける場合を除く。)	戒告
15 利害関係者と共に旅行をすること(旅行の接待を受ける場合を除く。)	戒告
16 利害関係者をして第三者に対し3から15までの違反行為欄に掲げる行為をさせること	3から15までの違反行為に応じその右欄に掲げる懲戒処分の種類に準じて、免職、停職、減給又は戒告
17 利害関係者に該当しない事業者等から社会通念上相当と認められる程度を超えて供応接待又は財産上の利益の供与を受けること	減給又は戒告
18 利害関係者につけ回しをすること	免職、停職又は減給
19 利害関係者に該当しない事業者等につけ回しをすること	減給又は戒告
20 補助金や国の経費により作成される書籍等又は作成数の過半数を国が買い入れる書籍等の監修又は編さんに対する報酬を受けること	免職、停職、減給又は戒告
21 他の職員が倫理規程に違反する行為によって得た財産上の利益であることを知りながらこれを受け取り又は享受すること	免職、停職、減給又は戒告
22 倫理法等違反の疑いのある事実について虚偽の申述をし又は隠ぺいすること	停職、減給又は戒告
23 部下の倫理法等違反の疑いのある事実を黙認すること	停職又は減給
24 自己負担又は第三者負担で利害関係者と共に自己の費用が1万円を超える飲食をする場合に倫理監督官に届け出ないこと	戒告
25 自己負担又は第三者負担で利害関係者と共に自己の費用が1万円を超える飲食をする場合に虚偽の事項を倫理監督官に届け出ること	減給又は戒告
26 倫理監督官の承認を得ずに利害関係者からの依頼に応じて報酬を受けて講演等を行うこと	減給又は戒告

資料來源：日本人事院官網，<https://www.jinji.go.jp/content/000000409.pdf>，檢索日期 20241003。

上開違失行為懲戒標準，案例具體且明確，可作為主管長官裁量之參考，讓主管長官適用時有更明確之依據，避免類似案件因不同主管長官而有不同之結果，致產生歧異，並可增加公務員課責之透明度，應可作為我國之借鏡。不過，為尊重主管長官之人事權，避免干預其合法裁量之權限，懲戒標準仍純屬參考性質，實務上並無強制力。

六、擴大公務員課責之效益，懲戒處分後應採取預防措施，避免相同事件再度發生

懲戒之目的在於對公務員之違法失職行為追究其行政責任，以維持公務紀律。日本國家倫理審查委員會為防止同樣違失情事一再發生，透過調查、懲戒程序，向各府省提出避免日後發再次發生類同事件之防止措施。此舉可擴大公務員課責之效益，使得單一懲戒案件，藉由違失案件檢討分析、興革建議及防弊作為等措施，作為警惕及教訓，以力求於根源上予以防治，值得借鏡參考。

陸、結論

公務員彈劾懲戒制度係維持官箴與職務紀律之重要手段，且影響公務員權利甚鉅，公部門應秉持公開、透明化之處事原則，以落實民主課責之治理模式。日本公務員之彈劾制度僅針對具有法定之身分保障者為之，包括日本法官及人事官，均具有獨立行使職權不受干涉之特質，爰由國會行使彈劾權。而國家一般職公務員或地方一般職公務員之懲戒，則由各任命權者施以紀律處分。

我國憲法法庭 111 年憲判字第 9 號、第 10 號判決闡明，就公務員行政責任之追究採行懲戒與懲處並行制度，造成雙重程序負擔。因此，有關機關應該適時檢討修正法令，適切區分懲戒跟懲處事由，或是明定兩個程序的關係。

是以，無論從透明課責模式，抑或以權力分立角度觀察日本與我國公

務員課責制度，懲戒與懲處作適度區隔，係為公務員民主課責之發展重要趨勢。

柒、參考文獻

一、書籍、期刊、論文

汪孝倫，1994，《中日公務員懲戒與懲處制度之比較研究》，國立中興大學法律研究所碩士論文。

林燦都，2004，《我國法官懲戒制度之研究》，司法研究年報第 24 輯第 11 篇，臺北：司法院。

柯慶賢，2001，《公務員懲戒委員會九十年度研究發展報告：公務員彈劾懲戒懲處之理論與實務》，臺北市：公務員懲戒委員會，30-48、111-158。

許盟顯，2010，《監察院糾彈權與公務員課責之研究》，國立臺灣大學社會科學院政治學系碩士論文。

陳敦源，2009，〈透明之下的課責：台灣民主治理中官民信任關係的重建基礎〉，《文官制度季刊》，第一卷第二期，臺北：考試院，21-55。

雷萬來，1993，《論司法官與司法官彈劾制度》，臺北：瑞興圖書股份有限公司。

裁判官訴追委員會事務局，1989，《裁判官訴追委員會概說》，日本：裁判官訴追委員會事務局。

佐々木高雄，1988，《裁判官彈劾制度論》，日本東京：日本評論社。

二、網站

日本國家人事院

<https://www.jinji.go.jp/>

日本裁判官訴追委員會

<https://www.sotsui.go.jp/composition/index.html>

日本裁判官彈劾裁判所

<https://www.dangai.go.jp/>

日本東京都廳

<https://www.metro.tokyo.lg.jp/>

公益財團法人日本台灣交流協會

<https://www.koryu.or.jp/>

台北駐日經濟文化代表處

<https://www.roc-taiwan.org/jp/index.html>

捌、附錄

- 一、日本人事院簡報資料
- 二、日本法官訴追委員會事務局簡報資料
- 三、日本法官彈劾法庭事務局簡報資料

附録一、日本人事院簡報資料

資料1

一般職の国家公務員の府省等別・種類別処分数(令和5年)

(単位:人)

府省名等	処分数	処分数				(参考)対前年増減		(参考)在職者数	
		免職	停職	減給	戒告	令和4年 処分数	増減	在職者数(人)	在職者比(%)
会計検査院	2		1	1		1	(1)	1,248	(0.16)
人事院	1			1		1	(0)	626	(0.16)
内閣官房	0					▲5	(5)	1,213	(0.00)
内閣法制局	0					0	(0)	76	(0.00)
内閣府	0					▲1	(1)	2,580	(0.00)
宮内庁	0					▲2	(2)	1,067	(0.00)
公正取引委員会	0					▲1	(1)	855	(0.00)
警察庁	2			2		▲1	(3)	8,713	(0.02)
個人情報保護委員会	0					▲1	(1)	188	(0.00)
カジノ管理委員会	0					0	(0)	148	(0.00)
金融庁	0					▲1	(1)	1,603	(0.00)
消費者庁	0					0	(0)	394	(0.00)
こども家庭庁	0					0	(0)	426	(0.00)
デジタル庁	0					0	(0)	466	(0.00)
復興庁	0					0	(0)	202	(0.00)
総務省	0					▲1	(1)	4,819	(0.00)
公害等調整委員会	0					0	(0)	36	(0.00)
消防庁	0					0	(0)	167	(0.00)
法務省	52	2	21	18	11	13	(39)	48,836	(0.11)
出入国在留管理庁	8	1	3	1	3	3	(5)	6,339	(0.13)
公安審査委員会	0					0	(0)	4	(0.00)
公安調査庁	1		1			▲1	(2)	1,754	(0.06)
外務省	3	1		1	1	0	(3)	6,619	(0.05)
財務省	5	2	1	2		▲8	(13)	17,304	(0.03)
国税庁	46	1	9	29	7	14	(32)	58,617	(0.08)
文部科学省	2		1	1		▲5	(7)	1,826	(0.11)
スポーツ庁	0					0	(0)	112	(0.00)
文化庁	0					▲1	(1)	307	(0.00)
厚生労働省	19	3	6	8	2	▲7	(26)	35,991	(0.05)
中央労働委員会	0					0	(0)	109	(0.00)
農林水産省	6			5	1	▲9	(15)	15,128	(0.04)
林野庁	1		1			▲2	(3)	4,881	(0.02)
水産庁	3			2	1	3	(0)	1,007	(0.30)
経済産業省	4	1	2		1	1	(3)	4,900	(0.08)
資源エネルギー庁	2				2	2	(0)	453	(0.44)
特許庁	1				1	0	(1)	2,837	(0.04)
中小企業庁	1			1		1	(0)	199	(0.50)
国土交通省	39		2	24	13	8	(31)	40,503	(0.10)
観光庁	0					0	(0)	218	(0.00)
気象庁	1		1			▲4	(5)	4,984	(0.02)
運輸安全委員会	0					0	(0)	177	(0.00)
海上保安庁	32	1	8	10	13	6	(26)	14,680	(0.22)
環境省	1			1		▲1	(2)	2,171	(0.05)
原子力規制庁	2			1	1	2	(0)	1,072	(0.19)
防衛省	0					0	(0)	23	(0.00)
国立公文書館	0					0	(0)	66	(0.00)
統計センター	0					0	(0)	643	(0.00)
造幣局	2				2	1	(1)	855	(0.23)
国立印刷局	3			1	2	1	(2)	4,113	(0.07)
農林水産消費安全技術センター	0					▲1	(1)	626	(0.00)
製品評価技術基盤機構	0					0	(0)	440	(0.00)
駐留軍等労働者労務管理機構	1			1		1	(0)	272	(0.37)
計	240	12	57	110	61	6	(234)	302,893	(0.08)

(注1)「在職者数」は、府省については、内閣官房内閣人事局「一般職国家公務員在職状況統計表」(令和5年7月1日現在)、行政執行法人については、総務省「令和5年行政執行法人の常勤職員数に関する報告」(令和5年1月1日現在)による。

(注2)「処分数」は、非常勤職員6人(延べ数、内訳は厚生労働省3人、国土交通省2人、林野庁1人)を含む。

(注3)表中「▲」はマイナスを示す。

一般職の国家公務員の事由別・種類別処分数(令和5年)

(単位:人)

処分の種類 処分事由	免職	停職	減給	戒告	計
一般サービス関係 (欠勤、勤務態度不良等)	3 (4)	19 (12)	29 (31)	20 (15)	71 (62)
通常業務処理関係 (業務処理不適正、報告怠慢等)		11 (7)	12 (8)	7 (2)	30 (17)
公金官物取扱関係 (紛失、不正取扱等)			9 (1)	(3)	9 (4)
横領等関係	4 (3)	3 (1)	1 (7)		8 (11)
収賄・供給等関係 (倫理法違反等)		(2)	1 (8)	4	5 (10)
交通事故・交通法規違反関係	1 (2)	8 (12)	15 (12)	13 (11)	37 (37)
公務外非行関係 (窃盗、暴行等)	4 (8)	16 (15)	42 (49)	15 (17)	77 (89)
監督責任関係			1 (2)	2 (2)	3 (4)
計	12 (17)	57 (49)	110 (118)	61 (50)	240 (234)

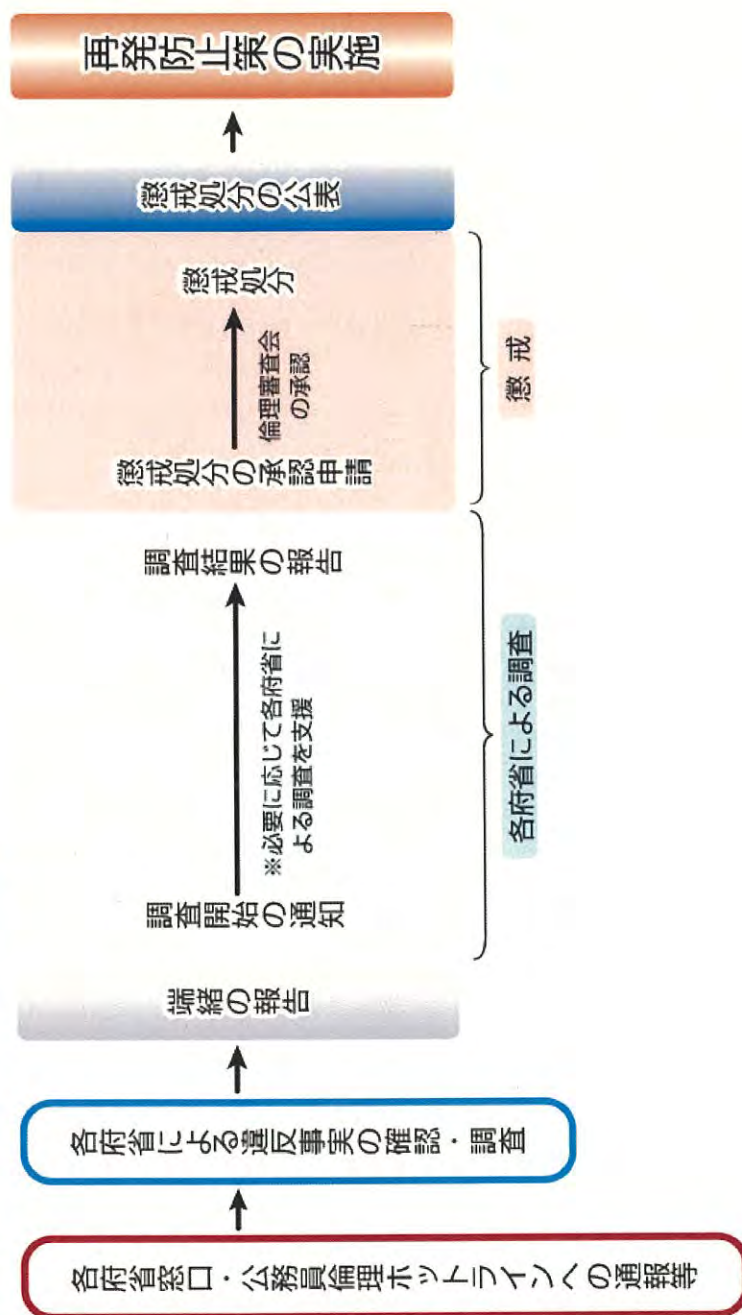
(注1) 処分事由が複数ある事案については、主たる事由で分類している。

(注2) ()内の数字は、令和4年の処分数である。

違反の疑いがある場合の調査・懲戒

- 倫理法等に違反する行為に関しては、各府省（任命権者）と倫理審査会がそれぞれ調査・懲戒権を持っています。各府省が調査・懲戒手続を行う際は、下記のように倫理審査会に通知、報告及び承認申請を行います。また、倫理審査会は、調査・懲戒手続を通じて、将来同種の違反事案が再び発生しないようにするための再発防止策についても各府省に助言しています。

各府省の調査・懲戒手続



(単位：件、人)

項目	年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
調査開始事案数(件)		15<4>	16<3>	11<4>	19<0>	18<0>	14<1>	11<0>	15<2>	9<2>	11<0>
処分等件数(人数)		16(30)	15(35)	13(33)	18(64)	16(40)	14(174)	9(29)	13(46)	7(16)	11(17)
懲戒処分件数(人数)		10(18)	7(10)	6(7)	9(14)	8(12)	6(10)	7(20)	11(20)	3(9)	5(5)
免職		4(4)	3(3)	3(3)	2(2)	1(1)	1(1)	0(0)	3(3)	0(0)	2(2)
停職		5(6)	3(4)	1(2)	4(5)	5(5)	1(1)	2(2)	3(3)	0(0)	0(0)
減給		3(6)	1(2)	1(1)	1(1)	2(5)	1(1)	3(11)	5(10)	2(7)	0(0)
戒告		2(2)	1(1)	1(1)	4(6)	1(1)	4(7)	5(7)	0(4)	1(2)	3(3)
矯正措置件数(人数)		7(12)	10(25)	8(26)	10(50)	10(28)	11(164)	5(9)	4(26)	6(7)	8(12)

(注) 1 < > は前年度からの継続事案数(外数)を表す。

- 1 事案につき懲戒処分を受けた職員と矯正措置が講じられた職員の両方がいる場合はそれぞれに件数を計上しているため、懲戒処分の件数と矯正措置の件数との合計は、処分等件数と一致しない。
- 1 事案につき異なる種類の懲戒処分を受けた職員がいる場合はそれぞれの種類ごとに件数を計上しているため、内訳(免職等)の件数の合計は、懲戒処分件数と一致しない。
- 1 事案につき調査結果報告が複数回行われた場合には、処分等件数は、最初に調査結果報告が行われた年度のみに計上し、処分等人数は、それぞれの処分等に係る調査結果報告が行われた年度に計上している。

附録二、日本法官訴追委員会事務局簡報資料

令和5年10月20日 施行 現在施行

裁判官弾劾法の一部を改正する法律（令和五年法律第七十一号） 議法

Law RevisionID:322AC1000000137_20231020_505AC1000000071

昭和二十二年法律第百三十七号

裁判官弾劾法

裁判官弾劾法目次

第一章 総則

第二章 訴追

第三章 裁判

第四章 罰則

附則

第一章 総則

第一条（この法律の趣旨） 裁判官の弾劾については、国会法に定めるものの外、この法律の定めるところによる。

第二条（弾劾による罷免の事由） 弾劾により裁判官を罷免するのは、左の場合とする。

- 一 職務上の義務に著しく違反し、又は職務を甚だしく怠つたとき。
- 二 その他職務の内外を問わず、裁判官としての威信を著しく失うべき非行があつたとき。

第三条（裁判官弾劾裁判所及び裁判官訴追委員会の所在地） 裁判官弾劾裁判所（以下弾劾裁判所という。）及び裁判官訴追委員会（以下訴追委員会という。）は、これを東京都に置く。

第四条（弾劾裁判所及び訴追委員会の職権行使） 弾劾裁判所及び訴追委員会は、国会の閉会中でも職権を行うことができる。

第四条の二（予算） 弾劾裁判所又は訴追委員会の予算は、裁判長又は委員長がこれを調成し、両議院の議院運営委員会に提出する。

② 各議院の議院運営委員会は、前項の予算を審査して勧告を附し、又は勧告を附さないで、各議院の議長に送付する。

第二章 訴追

第五条（裁判官訴追委員・予備員） 裁判官訴追委員（以下訴追委員という。）の員数は、衆議院議員及び参議院議員各十人とし、その予備員の員数は、衆議院議員及び参議院議員各五人とする。

- ② 衆議院議員たる訴追委員及びその予備員の選挙は、衆議院議員総選挙の後初めて召集される国会の会期の始めにこれを行う。
- ③ 衆議院議員たる訴追委員又はその予備員が欠けたときは、衆議院においてその補欠選挙を行う。
- ④ 参議院における訴追委員及びその予備員の選挙は、第二十二回国会の会期中にこれを行う。
- ⑤ 参議院議員たる訴追委員又はその予備員が欠けたときは、参議院においてその補欠選挙を行う。
- ⑥ 訴追委員及びその予備員の任期は、衆議院議員又は参議院議員としての任期による。
- ⑦ 訴追委員又はその予備員が辞職しようとするときは、委員長を経由して、その者の属する議院の許可を受けなければならない。但し、国会の閉会中は、その者の属する議院の議長の許可を受けて辞職することができる。
- ⑧ 予備員は、その者の属する議院の議員たる訴追委員に事故のある場合又はその訴追委員が欠けた場合に、その訴追委員の職務を行う。
- ⑨ 予備員が前項の規定により職務を行う順序は、その選挙の際、その者の属する議院の議決によりこれを定める。

第六条（委員長の職務） 訴追委員会の委員長は、会務を統理し、訴追委員会を代表する。

- ② 委員長に事故のあるときは、予め訴追委員会の定める順序により、他の訴追委員が、臨時に委員長の職務を行う。

第七条（事務局） 訴追委員会に事務局を置く。

- ② 事務局に参事その他の職員を置く。
- ③ 事務局の職員の定員は、委員長が両議院の議院運営委員会の承認を得てこれを定める。
- ④ 参事の中一人を事務局長とする。
- ⑤ 事務局長は、委員長の監督を受けて、庶務を掌理し、他の職員を指揮監督する。
- ⑥ 事務局長以外の職員は、上司の命を受けて、庶務に従事する。
- ⑦ 事務局長その他の職員は、委員長が両議院の議長の同意及び議院運営委員会の承認を得てこれを任免する。
- ⑧ 委員長は、必要に応じ、課を置き、事務の分掌を定めることができる。

第八条（職権の独立） 訴追委員は、独立してその職権を行う。

第九条（招集） 訴追委員会は、委員長がこれを招集する。

- ② 五人以上の訴追委員の要求があるときは、委員長は、訴追委員会を招集しなければならない。

第十条（議事） 訴追委員会は、衆議院議員たる訴追委員及び参議院議員たる訴追委員がそれぞれ七人以上出席しなければ、議事を開き議決することができない。

- ② 訴追委員会の議事は、出席訴追委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。但し、罷免の訴追又は罷免の訴追の猶予をするには、出席訴追委

員の三分の二以上の多数でこれを決する。

③ 訴追委員会の議事は、これを公開しない。

第十一条（調査） 訴追委員会は裁判官について、訴追の請求があつたとき又は弾劾による罷免の事由があると思料するときは、その事由を調査しなければならない。

② 訴追委員会は、官公署に前項の調査を囑託することができる。

③ 訴追委員会及び前項の囑託を受けた官公署は、その調査に関して、証人の出頭及び証言並びに記録の提出を要求することができる。

④ 前項の要求により出頭した証人には、弾劾裁判所に証人が出頭した場合の例により、旅費、日当及び止宿料を支給する。

第十一条の二（訴追委員の派遣） 訴追委員会は、調査のため訴追委員を派遣することができる。

② 国会の開会中、訴追委員会において、調査のため、訴追委員を派遣しようとするときは、衆議院議員たる訴追委員については衆議院議長の承認を、参議院議員たる訴追委員については参議院議長の承認を得なければならない。

③ 前二項の規定により訴追委員が派遣されたときは、両議院の議長の協議して定めるところにより、派遣旅費を受ける。

第十二条（訴追期間） 罷免の訴追は、弾劾による罷免の事由があつた後三年を経過したときは、これをする事ができない。但し、その期間内に、衆議院議員の任期が満了し、又は衆議院が解散されたときは、その後初めて召集される国会において衆議院議員たる訴追委員が選挙されて後一箇月を経過するまで、又、同一の事由について刑事訴追があつたときは、事件の判決が確定した後一年を経過するまで罷免の訴追をすることができる。

第十三条（訴追の猶予） 訴追委員会は、情状により訴追の必要がないと認めるときは、罷免の訴追を猶予することができる。

第十四条（訴追状の提出） 罷免の訴追は、弾劾裁判所に訴追状を提出してこれをするものとする。

② 訴追状には、訴追を受ける裁判官の官職、氏名及び罷免の事由を記載しなければならない。

③ 訴追委員会は、弾劾裁判所に訴追状を提出したときは、直ちにその旨を最高裁判所に通知しなければならない。

第十五条（訴追の請求） 何人も、裁判官について弾劾による罷免の事由があると思料するときは、訴追委員会に対し、罷免の訴追をすべきことを求めることができる。

② 高等裁判所長官はその勤務する裁判所及びその管轄区域内の下級裁判所の裁判官について、地方裁判所長はその勤務する裁判所及びその管轄区域内の簡易裁判所の裁判官について、家庭裁判所長はその勤務する裁判所の裁判官について、弾劾による罷免の事由があると思料するときは、最高裁判所に対し、その旨を報告しなければならない。

- ③ 最高裁判所は、裁判官について、弾劾による罷免の事由があると思料するときは、訴追委員会に対し罷免の訴追をすべきことを求めなければならない。
- ④ 罷免の訴追の請求をするには、その事由を記載した書面を提出しなければならない。但し、その証拠は、これを要しない。

第三章 裁判

第十六条（裁判員・予備員） 裁判員の員数は、衆議院議員及び参議院議員各七人とし、その予備員の員数は、衆議院議員及び参議院議員各四人とする。

- ② 衆議院議員たる裁判員及びその予備員については、第五条第二項及び第三項の規定を準用する。
- ③ 参議院における裁判員及びその予備員の選挙は、第一回国会の会期中にこれを行う。
- ④ 参議院議員たる裁判員又はその予備員が欠けたときは、参議院においてその補欠選挙を行う。
- ⑤ 裁判員及びその予備員の任期は、衆議院議員又は参議院議員としての任期による。
- ⑥ 裁判員及びその予備員が辞職しようとするときは、裁判長を経由して、その者の属する議院の許可を受けなければならない。但し、国会の閉会中は、その者の属する議院の議長の許可を受けて辞職することができる。
- ⑦ 予備員は、その者の属する議院の議員たる裁判員に事故のある場合又はその裁判員が欠けた場合に、その裁判員の職務を行う。
- ⑧ 予備員が前項の規定により職務を行う順序は、その選挙の際、その者の属する議院の議決によりこれを定める。

第十七条（裁判長の職務） 弾劾裁判所の裁判長は、口頭弁論を指揮し、法廷における秩序を維持し、裁判の評議を整理する外、弾劾裁判所の事務を統理し、弾劾裁判所を代表する。

- ② 裁判長に事故のあるときは、予め弾劾裁判所の定める順序により、他の裁判員が、臨時に裁判長の職務を行う。

第十八条（事務局） 弾劾裁判所に事務局を置く。

- ② 事務局に参事その他の職員を置く。
- ③ 事務局の職員の定員は、裁判長が両議院の議院運営委員会の承認を得てこれを定める。
- ④ 参事の中一人を事務局長とする。
- ⑤ 事務局長は、裁判長の監督を受けて、庶務を掌理し、他の職員を指揮監督する。
- ⑥ 事務局長以外の職員は、上司の命を受けて、庶務に従事する。
- ⑦ 事務局長その他の参事は、前二項の外、裁判員の命を受けて事件に関する事務に従事する。
- ⑧ 事務局長その他の職員は、裁判長が両議院の議長の同意及び議院運営委員会の承認を得てこれを任免する。

⑨ 裁判長は、必要に応じ、課を置き、事務の分掌を定めることができる。

第十九条（職権の独立） 裁判員は、独立してその職権を行う。

第二十条（合議制） 弾劾裁判所は、衆議院議員たる裁判員及び参議院議員たる裁判員がそれぞれ五人以上出席しなければ、審理及び裁判をすることができない。但し、法廷ですべき審理及び裁判を除いて、その他の事項につき弾劾裁判所が特定の定をした場合は、この限りでない。

第二十一条（訴追状の送達） 弾劾裁判所は、罷免の訴追があつたときは、直ちに訴追状の謄本を罷免の訴追を受けた裁判官に送達しなければならない。

第二十二条（弁護人の選任） 罷免の訴追を受けた裁判官は、何時でも弁護人を選任することができる。

② 弁護人については、刑事訴訟に関する法令の規定を準用する。

第二十三条（口頭弁論） 罷免の裁判は、口頭弁論に基いてこれをしなければならない。

② 罷免の訴追を受けた裁判官が口頭弁論の期日に出頭しないときは、更に期日を定めなければならない。その裁判官が正当な理由がなくその期日に出頭しないときは、前項の規定にかかわらず、その陳述を聴かないで審理及び裁判をすることができる。

第二十四条（訴追委員の立会） 訴追委員会の委員長又はその指定する訴追委員は、法廷における審理及び裁判の宣告に立ち合う。

第二十五条（開廷の場所） 法廷は、弾劾裁判所でこれを開く。

② 弾劾裁判所は、必要と認めるときは、前項の規定にかかわらず、他の場所で法廷を開くことができる。

第二十六条（審判の公開） 弾劾裁判所の対審及び裁判の宣告は、公開の法廷でこれを行う。

第二十七条（法廷の秩序維持） 裁判長は、法廷における弾劾裁判所の職務の執行を妨げ、又は不当な行状をする者に対し、退廷を命じその他法廷における秩序を維持するのに必要な事項を命じ、又は処置を執ることができる。

第二十八条（訊問） 弾劾裁判所は、罷免の訴追を受けた裁判官を召喚し、これを訊問することができる。

② 前項の場合には、刑事訴訟に関する法令の規定を準用する。但し、勾引することはできない。

第二十九条（証拠） 弾劾裁判所は、申立により又は職権で、必要な証拠を取り調べ、又は地方裁判所にその取調を囑託することができる。

② 証拠については、刑事訴訟に関する法令の規定を準用する。但し、弾劾裁判所及び弾劾裁判所の裁判長は、勾引、押収若しくは搜索その他人の身体、物若しくは場所について、強制の処分をし、若しくはすることを命じ、又は過料の決定をすることはできない。

- ③ 弾劾裁判所は、前項の外、必要な証拠を取り調べるため左の各号に掲げる処分をすることができる。
- 一 証拠物の所持者に対し、当該証拠物の提出を命ずること。
 - 二 事実発見のため必要のある場所の検査を行うこと。
 - 三 官公署に対して報告又は資料の提出を求めること。

第二十九条の二（裁判員の派遣） 弾劾裁判所は、審理又は裁判のため、裁判員を派遣することができる。

- ② 国会の開会中、弾劾裁判所において、審理又は裁判のため、裁判員を派遣しようとするときは、衆議院議員たる裁判員については衆議院議長の承認を、参議院議員たる裁判員については参議院議長の承認を得なければならない。
- ③ 前二項の規定により裁判員が派遣されたときは、両議院の議長の協議して定めるところにより、派遣旅費を受ける。

第三十条（刑事訴訟に関する法令の準用） 裁判員及び参事の除斥、忌避及び回避、法廷における審理、調書の作成並びに手続の費用については、刑事訴訟に関する法令の規定を準用する。

第三十一条（裁判の評議） 裁判の評議は、これを公行しない。

- ② 裁判は、審理に関与した裁判員の過半数の意見による。但し、罷免の裁判をするには、審理に関与した裁判員の三分の二以上の多数の意見による。

第三十二条（一事不再理） 弾劾裁判所は、既に裁判を経た事由については、罷免の裁判をすることができない。

第三十三条（裁判の理由） 裁判には、理由を附さなければならない。

- ② 罷免の裁判に附する理由には、罷免の事由及びこれを認めた証拠を示さなければならない。

第三十四条（裁判書） 裁判をするときは、裁判書を作らなければならない。

- ② 裁判書には、裁判をした裁判員がこれに署名押印しなければならない。裁判長が署名押印できないときは、他の裁判員が、裁判長以外の裁判員が署名押印できないときは、裁判長が、その理由を附記して署名押印しなければならない。

第三十五条（裁判書の送達） 弾劾裁判所は、終局裁判をしたときは、直ちに裁判書の謄本を罷免の訴追を受けた裁判官及び最高裁判所に送達しなければならない。

第三十六条（裁判の公示） 弾劾裁判所の終局裁判は、官報に掲載してこれを公示しなければならない。

第三十七条（罷免の裁判の効果） 裁判官は、罷免の裁判の宣告により罷免される。

第三十八条（資格回復の裁判） 弾劾裁判所は左の場合においては、罷免の裁判を受けた者の請求により、資格回復の裁判をすることができる。

- 一 罷免の裁判の宣告の日から五年を経過し相当とする事由があるとき。

二 罷免の事由がないことの明確な証拠をあらたに発見し、その他資格回復の裁判をすることを相当とする事由があるとき。

② 資格回復の裁判は、罷免の裁判を受けた者がその裁判を受けたため他の法律の定めるところにより失った資格を回復する。

第三十九条（裁判官の職務の停止） 弾劾裁判所は、相当と認めるときは、何時でも、罷免の訴追を受けた裁判官の職務を停止することができる。

第四十条（刑事訴訟との関係） 弾劾裁判所は、同一の事由について刑事訴訟が係属する間は、手続を中止することができる。

第四十一条（免官の留保） 罷免の訴追を受けた裁判官は、本人が免官を願い出た場合でも、弾劾裁判所の終局裁判があるまでは、その免官を行う権限を有するものにおいてこれを免ずることができない。

第四十一条の二（公職選挙法の適用除外） 第十五条第三項の規定により最高裁判所から罷免の訴追をすべきことを求められており、又は訴追委員会から罷免の訴追をされている裁判官については、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第九十条（他の法律において準用する場合を含む。）の規定は、適用しない。

第四十二条（規則の制定） 弾劾裁判所は、この法律に特別の定のある場合を除いて、審理及び裁判の手続について規則を定めることができる。

第四章 罰則

第四十三条（虚偽申告の罪） 裁判官に弾劾による罷免の裁判を受けさせる目的で、虚偽の申告をした者は、三月以上十年以下の懲役に処する。

② 前項の罪を犯した者が申告した事件の裁判の宣告前であつて、且つ、犯罪の発覚する前に自白したときは、その刑を減輕又は免除することができる。

第四十四条（証人等に対する罰則） 次の各号の一に該当する者は、これを十万円以下の過料に処する。

一 弾劾裁判所から証人、鑑定人、通事又は翻訳人として召喚を受け、正当の理由がないのに出頭せず、又はその義務を尽くさない者

二 弾劾裁判所から証拠物の提出を命ぜられ、正当の理由がないのに提出しない者

三 弾劾裁判所の検査を拒み、又は妨げた者

② 訴追委員会から証人の出頭及び証言又は記録の提出の要求を受け、正当の理由がないのに証人として出頭せず、若しくは虚偽の陳述をし、又は記録を提出せず、若しくは虚偽の記録を提出した者もまた前項と同様とする。

附 則

この法律は、公布の日から、これを施行する。

裁判官訴追委員会について

裁判官訴追委員会事務局

2024年9月25日

1. 裁判官弾劾制度全般

司法権独立の原則は、近代立憲主義の基本原則の一つであります。裁判官は、公正な裁判を行うことを通じて国民の権利を守るという重要な役割を担っております。裁判官が国家権力など他からの影響を受けずに司法権の独立を実質的に確保し、公正で充実した裁判を行うためには、裁判官の身分を保障する必要があります。

他方、国民主権の原理のもとにおいては、司法権もまた主権者たる国民の信託に基づくものですから、司法に国民の意思が反映されることが必要です。裁判官の身分は、国民の信頼の上に成り立っているため、国民の信頼を失うような非行があった場合には、その身分を剥奪する途を開いておく必要があります。

憲法は、司法権独立の原則の中核たる裁判官の職権の独立を明文をもって規定する（憲法76条3項）とともに、公務員を選定、罷免する権利は国民の固有の権利であることを規定し（憲法15条1項）、裁判官の身分保障の要請と国民の公務員罷免権の調和を図るために、「裁判官は、裁判により、心身の故障のために職務を執ることができないと決定された場合を除いては、公の弾劾によらなければ罷免されない。」（憲法78条前段）と規定しています。この「公の弾劾」とは、強い身分保障を受けた公務員に非行があった場合に、国民の意思に基づいてその者の身分を剥奪する特別の手續です。

この他の制度として、最高裁判所裁判官は国民審査の際の多数により罷免されます。

公の弾劾の制度について憲法は、「国会は、罷免の訴追を受けた裁判官を裁判するため、両議院の議員で組織する弾劾裁判所を設ける。弾劾に関する事項は、法律でこれを定める。」（憲法64条1項、2項）としており、この規定を受けて国会法、裁判官弾劾法（以下「弾劾法」という。）が、弾劾の組織及び手續、罷免事由などを定めています。

2. 裁判官訴追委員会

裁判官訴追委員会（以下「訴追委員会」という。）は、裁判官に国民の信託に対する背反行為があった場合、その裁判官について裁判官弾劾裁判所に罷免の訴追を行う唯一の機関であり、刑事事件における検察庁のような役割を担っています。

訴追委員会は、衆議院及び参議院それぞれの議員から選任される10名ずつ合計20名の訴追委員で構成されます。また、訴追委員に事故等がある場合に備え、各議院からそれぞれ5名の議員が予備員として選任され、訴追委員が出席できない場合に、予め定められた順序に従い委員会に出席してその職務を行うことになっています（国会法126条1項、弾劾法5条1項、8項、9項）。訴追委員会の委員長は、委員の互選によって選任され（国会法126条2項）、会務を統理し、訴追委員会を代表します（弾劾法6条1項）。

訴追委員会は、衆・参各議員の訴追委員がそれぞれ7名以上出席をしなければ、議事を開き議決することができないこととなっています(弾劾法10条1項)。

議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数の時は委員長が決めますが、罷免の訴追又は情状により訴追の必要がないと認め訴追猶予をするには、出席委員の3分の2以上の多数でこれを決することとされています(弾劾法10条2項、13条)。

なお、裁判官について弾劾の裁判を行う機関である裁判官弾劾裁判所(以下「弾劾裁判所」という。)は、衆議院及び参議院においてそれぞれの議員から選任される7名ずつ合計14名の裁判員で構成されています。また、各議院から、それぞれ4名の予備員も選任されます(国会法125条1項、弾劾法16条1項)。

3. 罷免事由と訴追手続き及び訴追の例等

日本国民は、裁判官に弾劾による罷免事由があると主張するときは、訴追委員会に罷免の訴追をするように求めることができます。罷免の訴追の請求をするには、その事由を記載した書面を提出しなければなりません(弾劾法15条1項、4項)。なお、罷免の訴追を請求するための費用及び手数料は不要です。

また、最高裁判所は、裁判官について、弾劾による罷免事由があると思料するときは、訴追委員会に対し罷免の訴追をすべきことを求めなければならないことになっています(弾劾法15条3項)。

さらに、日本国民や最高裁判所からの請求がなくとも、委員会の決議に基づき独自の判断で調査を行うこともできます(「職権立件」と呼んでいます)。

罷免事由とは、裁判官を罷免する原因となる事実であり、これが訴追する際の要件となります。この点、弾劾法2条は裁判官が①職務上の義務に著しく違反し、又は職務を甚だしく怠ったとき、②その他職務の内外を問わず、裁判官としての威信を著しく失うべき非行があったとき、と定めています。その要件は、一般の公務員の懲戒処分より過重されており、裁判官の義務違反の程度や、威信を失う非行の程度が著しく重いこととしています。

訴追委員会は、訴追請求状を受理すると、訴追審査事案として立件し、訴追請求人の主張内容をもとに、裁判官にこれらの罷免事由があるかどうかを調査します。

審議にあたり、訴追請求状だけでは罷免事由がよく分からないときは、裁判記録を閲覧したり、必要に応じて訴追請求人に補足説明を求めたりして、罷免事由を明らかにし、その存否を調査します。更に必要があるときは、関係者などに対して照会等を行うことがあります。

訴追審査を行う委員会では、膨大な数に上る事案を検討する上で、事務局が事案の内容を記した報告書(「概要書」といいます)を事前に作成・配付すること等により審議の効率化を図っております。なお、訴追請求状を受理してから概要書作成までの作業は、委員会の了解の下に、主に事務局において行われています。

訴追委員会での審議の結果、訴追を決定した時は、弾劾裁判所に罷免の訴追をすることになります。これは検察官の起訴と類似します。また、刑事事件での起訴猶予処分に類似するものとして、訴追猶予という制度も設けられています。

なお、弾劾による罷免事由があった後3年を経過すると、その期間内に衆議院の解散があり期間が一定期間延長される場合などを除き、罷免の訴追ができなくなります(弾劾法12条)。この3年の期間を訴追期間といいます。

訴追委員会は、罷免の訴追の決定をすると、弾劾裁判所に訴追状を提出します(弾劾法14条1項)。

この後は弾劾裁判所での法廷の審理となりますが、弾劾裁判所は、公開の法廷で審理を行い、罷免するかどうかの裁判をします(弾劾法26条)。弾劾裁判所の裁判は一番限りで、不服申立の方法はありません。弾劾裁判所が罷免の裁判を宣告すると、その裁判官は直ちに罷免されることとなります(弾劾法37条)。

なお、弾劾裁判所は、罷免の裁判の宣告の日から5年を経過し、相当の事由があるとき等において、罷免の裁判を受けた者の請求により、資格回復の裁判をすることができます。資格回復が決定されると、法曹資格等失った資格を回復します(弾劾法38条)。最近では、2008年に罷免判決を受けた裁判所女性職員に対するストーカー行為を行った元裁判官に対して、2016年に資格回復を決定した例があります。

4. 罷免の訴追をした事案の概要

これまでに10名の裁判官について罷免の訴追を行い、そのうち弾劾裁判所において罷免されたものが8名です。過去の罷免例の概要は以下のとおりです。

- ①事件の迅速な処理を怠り、略式請求事件(=軽罪についての刑事事件)を400件近く失効させ、白紙の令状を発付し、違法に被告人を勾留し、私人間の紛争に介入したもの
(1955年8月27日訴追決定、1956年4月6日罷免判決)
- ②現地調停の帰途酒食の供与を受け、その事実について投書があることを知ると、事実を隠ぺいしようとしたもの
(1957年7月11日訴追決定、9月30日罷免判決)
- ③前総理大臣に対する汚職事件の捜査が進んでいる中で、検事総長の名をかたり、現職総理大臣に電話して、同事件の取扱いについての問答を録音し、新聞記者に聞かせたもの
(1977年2月1日訴追決定、3月23日罷免判決)
- ④自己の担当する破産事件の破産管財人(弁護士)から、ゴルフクラブなどの供与を受けたもの
(1981年5月27日訴追決定、11月6日罷免判決)
- ⑤少女3名に対する児童買春行為を行ったもの
(2001年8月9日訴追決定、11月28日罷免判決)
- ⑥裁判所女性職員に対しストーカー行為を行ったもの
(2008年9月9日訴追決定、12月24日罷免判決)

⑦電車で女性乗客の下着の動画撮影を行ったもの

(2012年11月13日訴追決定、2013年4月10日罷免判決)

⑧裁判官によるツイッターなどのSNSを利用した投稿等が問題とされたもの

(2021年6月16日訴追決定、2024年4月3日罷免判決)

5. 訴追請求の数及び委員会の開会数等

当委員会は、制度開始以来昨年の2023年までに24,510件の訴追審査事案を受理しています。過去3年間で見てみると、2021年が482件、2022年が918件、2023年が791件であり、ここ10年で見ると6,871件(1日当たり約2件)の事案を受理、調査しておりますが、これらの事案の中で、国民からの訴追請求の理由を見ると、その多くは自分に対する裁判所の判決や決定に対する単なる不服に過ぎないのが実情です。このような不服は、控訴などの形で裁判手続の中で取り扱うべきことであり、罷免事由には該当しないものとなっております。

なお、件数は被審査裁判官1人につき1件と数えます。同じ裁判官について、同じ事由をもって、各別の訴追請求があった場合はそれぞれ1件として数えます。

また、訴追委員会は、その打合せとしての小委員会を含めて2021年は13回、2022年は8回、2023年は11回、本年はこれまで5回開会しております。

裁判官訴追委員会

TOPページ

パンくず (前ページ)

お問い合わせ

委員長の挨拶

委員会のニュース

委員会の構成

裁判官弾劾制度について

(1)裁判官弾劾制度

(2)裁判官弾劾の機関

(3)弾劾による罷免の事由

(4)訴追の請求

(5)訴追委員会の調査・審議

(6)議事の非公開

(7)訴追委員会の決定

(8)弾劾裁判所の裁判

(9)裁判官弾劾手続の流れ

訴追請求の仕方

(1)訴追請求状の記載例

(2)訴追請求状の記載要領

(3)訴追期間について

(4)訴追請求状の提出方法等

各種資料・統計集

(1)罷免の訴追をした事案の概要

(2)罷免の訴追を猶予した事案の概要

(3)訴追審査事案統計表

(4)関係法令

(5)裁判官弾劾制度に関する国会会議録

事務局からのお知らせ

よくある質問と回答

アクセシビリティ方針

サイトマップ

各種資料・統計集

TOP > 各種資料・統計集 > (3) 訴追審査事案統計表

(3) 訴追審査事案統計表

[1] 受理件数

年	受理件数	訴追	訴追猶予
令和3年	482	10 (1)	
令和4年	918		
令和5年	791		
昭和23年から 令和5年までの合計	24,510	58 (10)	12 (7)

(注) 件数は被審査裁判官1人につき1件と数える。同じ裁判官について、同じ事由をもって、各別の訴追請求があった場合はそれぞれ1件として数える。そのため、受理件数中の訴追・訴追猶予については、被審査裁判官の実員を()内に付記した。なお、団体の構成員等が共通の意思で複数の訴追請求状を出しているとき等は、まとめて1件として数える。

[2] 訴追請求人数(人)

(注) 昭和23年から令和5年までの合計

最高裁判所	弁護士	国民
8	2,689	895,913

[3] 審査事由関係訴訟事件数(割合、%)

(注) 昭和23年から令和5年までの合計

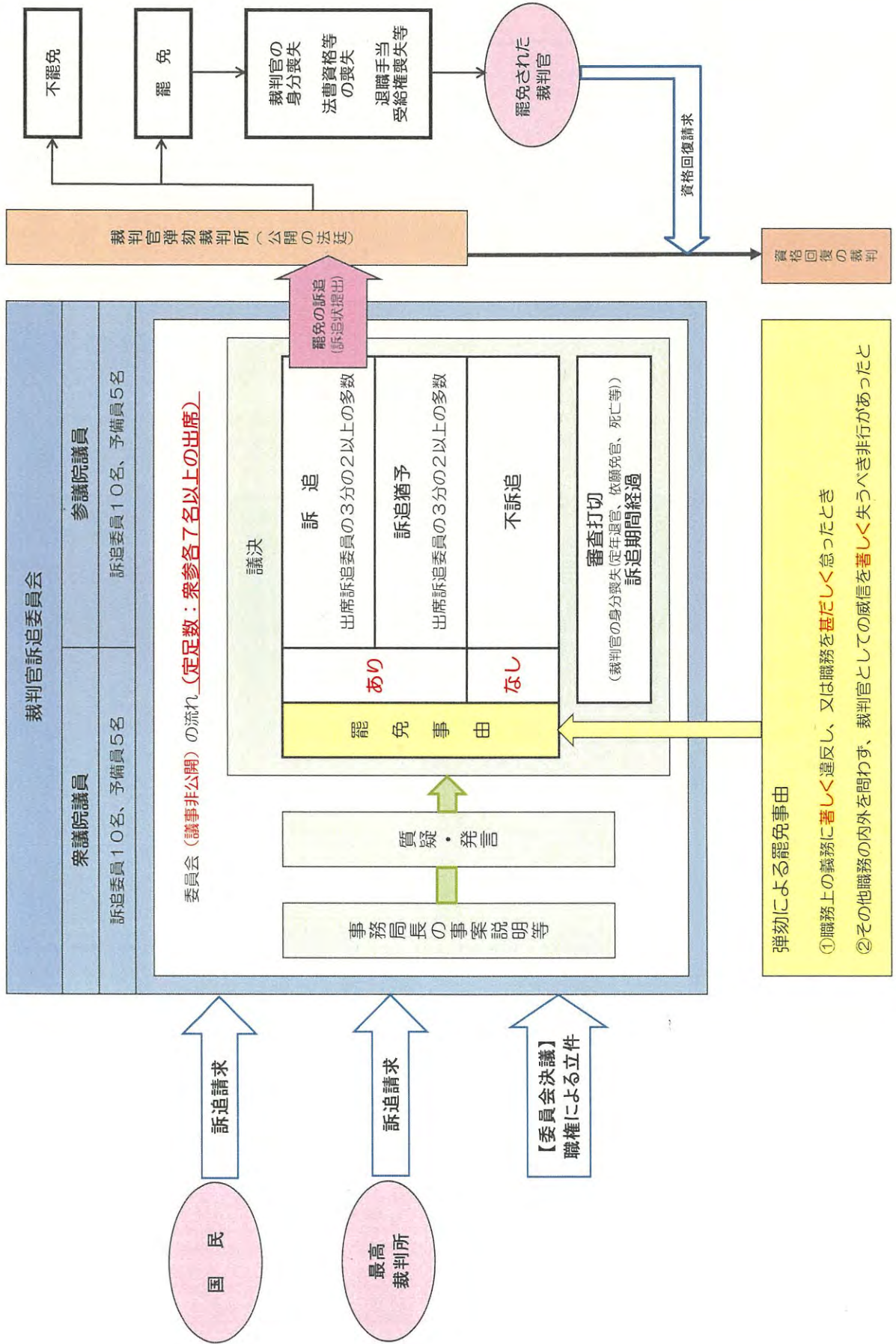
民事事件	行政事件	刑事事件	家庭事件	その他
64.9	8.1	17.6	4.2	5.2

[4] 罷免事由として主張された事実(割合、%)

(注) 昭和23年から令和5年までの合計

2条1号 該当 (95.1)	誤判不当裁判	50.7	2条2号 該当 (4.9)	請託供応収賄	0.4
	訴訟手続違反	13.8		地位利用	0.1
	不当訴訟指揮	9.5		不当言動	2.2
	調書不実記載	1.6		その他	2.2
	審理遅延	2.1			
	裁判書交付遅延	0.1			
	証拠申請採否	2.6			
	監督不行届	4.6			
	記録取扱不当	0.5			
	不当調停和解	0.3			
	その他	9.3			

裁判官訴追委員会について



附録三、日本法官弾劾法廷事務局簡報資料

説 明 概 要

1 裁判官弾劾制度の概要

(1) はじめに

裁判官弾劾裁判所は、裁判官に対する弾劾裁判を行う日本で唯一の裁判所である。

弾劾制度とは、公務員の中でも特に強い身分保障を受けた者が犯罪や不正などを行った場合に、国民の意思によりその者を罷免する制度をいう。

(2) 弾劾裁判の沿革

弾劾制度は、イギリスで誕生し、その後、アメリカに継受され、現在では、世界中の多くの国で採用されている。

(3) 日本の弾劾制度

ア 日本では、第2次世界大戦後に制定された日本国憲法により、裁判官を罷免する制度として初めて採用された。1947年に裁判官弾劾法が制定され、裁判官弾劾制度が確立された。

イ 日本の弾劾制度の3つの特色

- ・ 裁判官のみを弾劾裁判の対象としている。
- ・ 議会ではなく、国会議員の中から選ばれた者が訴追及び裁判を行う。
- ・ 弾劾の罷免事由が裁判官弾劾法で規定されている。

2 裁判官弾劾制度の制度趣旨

(1) 司法権の独立

裁判が公正に行われ、国民の人権が保障されるためには、司法権の独立・裁判官の職権の独立が必要となる。裁判官の職権の独立を強化するため裁判官の身分が保障されている。

(2) 公務員の選定罷免権

国民主権の下、日本国憲法15条第1項は、公務員の選定罷免権を国民に与えている。そして、国民の期待と信頼を裏切る行為が裁判官にあったとき、主権者である国民の意思に基づき裁判官の身分を剥奪する必要がある。

(3) 日本国憲法64条の趣旨

裁判官の身分保障と公務員の選定罷免権を調和させる制度として、日本国憲法64条は、裁判官弾劾制度を採用した。

(4) 三権分立

三権分立に基づく立法府の司法部に対する抑制の間接的手段としての機能も有する。

(5) まとめ

裁判官弾劾裁判所は、国民主権・三権分立・司法権の独立といった日本国憲法の基本原則と密接な関係を有する重要な機関となっている。

3 罷免訴追事件

(1) 罷免事由（裁判官弾劾法 2 条）

- ア 職務上の義務に著しく違反し、又は職務を甚だしく怠ったとき（1号）
- イ その他職務の内外を問わず、裁判官としての威信を著しく失うべき非行があったとき（2号）

(2) 審理の構成員と着席位置

罷免訴追事件の審理は、この法廷において公開で行われる。

裁判員は、衆議院議員・参議院議員各 7 人（合計 14 人）により構成される。裁判員は法曹資格を要しない。裁判員の任期は国会議員の任期と同じ。

裁判長は、裁判員の互選により選任される。先例により裁判長の任期は原則として 1 年であり、衆議院側裁判員と参議院側裁判員から交互に選任する。

(3) 裁判員の員数の割当て

慣例により、各会派に対し、その所属議員数の割合に応じた員数が割当てられる。

(4) 罷免訴追事件の裁判手続

審理の手続は、刑事裁判とほぼ同様の手続で行われる。

審理の終結後、裁判員による評議が行われ、3分の2以上の裁判員が罷免することに賛成した場合に罷免判決がなされる。

(5) 罷免判決の効果

裁判官の身分を失う。加えて、検察官や弁護士になる資格等を失う。さらに、原則として、退職金が支給されず、年金の一部が制限されるなどの経済的な不利益も受ける。

また、裁判官弾劾裁判所の判決に対しては、不服を申し立てたり、司法裁判所でその判断を争ったりすることは認められていない。

(6) 裁判官の職務停止

罷免の訴追の提起を受けた裁判官が職務の執行を継続することは、裁判に対する国民の信頼を害するおそれがある。そこで、弾劾裁判所は相当と認める場合当該裁判官の職務を停止することができる。

(7) 過去の罷免訴追事件

罷免訴追事件は 10 件が係属し、8 件に罷免判決がなされた。

4 資格回復裁判請求事件

弾劾裁判所は、一定の場合、法曹資格等を回復するための資格回復の裁判をすることができる（裁判官弾劾法38条1項）。

(1) 資格回復の事由（裁判官弾劾法38条1項）

ア 罷免の裁判の宣告の日から5年を経過し相当とする事由があるとき（1号）

イ 罷免の事由がないことの明確な証拠を新たに発見し、その他資格回復の裁判をすることを相当とする事由があるとき（2号）

(2) 過去の事件

資格回復裁判請求事件は全部で8件ある。

ア 1号の理由による請求5件（4件が資格回復、1件が取下げ）

イ 2号の理由による請求3件（いずれも請求棄却）

(3) 資格回復裁判請求事件の手続

ア 罷免の判決を受けた本人の請求によって開始される。

イ 公開の法廷で行う必要はなく、書面審理で行うこともある。審理の結果、資格回復の請求に理由があると判断したときは資格を回復させ、理由がないと判断したときは請求を棄却する。

ウ 資格回復の裁判がされると、法曹資格などが回復される。

以 上

事 件 処 理 状 況 一 覧 表

事件番号	事由	結果	審理経過	
			公判回数	審理期間
昭和23年(訴)1号	無断欠勤をした(職務上の義務違反)。食料の闇取引に参与した。事件をもみ消した(威信失墜)。	不罷免	10	149
昭和23年(訴)2号	家宅搜索の情報を事前に提供した(職務上の義務違反)。事件を振り替えて担当した(威信失墜)。	不罷免	10	421
昭和30年(訴)1号	略式命令を失効させた。白紙令状を発付した。職員の監督を怠った。私人間の紛争に介入した(職務上の義務違反・威信失墜)。	罷免	13	220
昭和32年(訴)1号	現地調停の帰途、酒食の供応を受けた(威信失墜)。	罷免	5	77
昭和52年(訴)1号	いわゆるロッキード事件に関し、検事総長をかたり総理大臣に電話をかけ同事件の取扱いについての問答を録音したものがあるところ、同録音を新聞記者に聞かせた(威信失墜)。	罷免	6	49
昭和56年(訴)1号	担当事件の破産管財人である弁護士からゴルフクラブなどの供与を受けた(職務上の義務違反・威信失墜)。	罷免	6	163
平成13年(訴)1号	18歳に満たない児童を相手に買春をした(威信失墜)。	罷免	3	111
平成20年(訴)1号	裁判所勤務の部下の職員に対してストーカー規制法違反の行為をした(威信失墜)。	罷免	2	106
平成24年(訴)1号	電車内において女性乗客のスカート内の下着を動画撮影した(威信失墜)。	罷免	2	148
令和3年(訴)1号	刑事事件に関し投稿等を行い、被害者遺族の感情を傷つけ侮辱し、民事事件に関し原告による民事事件訴訟提起行為を不当とする認識ないし評価を示し、同人の社会的評価をおとしめた(威信失墜)。	罷免 (民事事件は該当しな	16	1022

質問 1

弾劾裁判所は、規定により衆議院議員 7 人と参議院議員 7 人が共同して構成され、合計 14 人の裁判員が必要です。審理を開始し、審理を行うには最低 5 人の裁判員が出席する必要があります。毎回の審判に 14 人の裁判員全員が通知されますか。

回答

衆議院議員たる裁判員及び参議院議員たる裁判員がそれぞれ 5 人以上（合計 10 人以上）出席することが、公判の開廷要件となっている。そこで、その出席を促すため公判期日ごとに公判開廷通知を裁判員 14 人全員に送付するのが近年の原則的な運用である。ただし、当該期日に出席できないことが明らかな裁判員に対して、当該期日の公判開廷通知を送付しないことがある。

質問 2

弾劾裁判所は公開審理を行いますが、例外的な場合には非公開となる場合がありますか。全ての審理は録音又は録画されますか。

回答

法 26 条は、罷免の裁判をするための審理（公判手続）及び罷免・不罷免の裁判を例外なく公開することを定めていると解釈されている。そのため、過去に、罷免訴追事件の公判手続が非公開で行われた例はない。

過去に、公判の開廷中に、報道関係者、傍聴人に録音録画を許可した例はない。

なお、罷免・不罷免の裁判以外の裁判（裁判官の職務停止、資格回復等）の審理及び裁判は公開を要しない。

質問 3

裁判員になるには裁判官や弁護士の経験が必要なのですか。

回答

必要ない。

なお、現在の裁判員 14 人中 5 人が法曹資格を有している。予備員で法曹資格を有している者はいない。

質問4

同じ裁判官に関する複数の不正行為について、訴追委員会によって移送された場合、裁判官弾劾裁判所はそれらを一括して審理しますか。

回答

一括して審理する。複数の不正行為があっても、一つの不正行為が弾劾事由に該当する場合であっても全部の不正行為について判断する。

質問5

裁判の決定方法は何ですか。記名され、公開されますか。裁判員の出席人数が偶数の場合、意見が同数だった場合はどのように処理されますか。

回答

- ・ 罷免の裁判は、審理に関与した裁判員の3分の2以上の多数の意見による（法31条2項）。3分の2以上の多数を得ることができなければ不罷免の裁判をする。したがって、審理に関与した裁判員が偶数の場合、罷免事由の有無について、賛成意見と反対意見が同数だったときは、不罷免の裁判をすることになる。
- ・ 裁判の評議は、公行しないから（法31条1項）、裁判員の意見を記名で公開することはない。
- ・ なお、罷免の裁判以外の裁判については、審理に関与した裁判員の過半数の意見による。

質問6

弾劾裁判所の審理は期限がありますか。

回答

弾劾裁判所の審理期間に制限はない。しかし、罷免の訴追を受けた裁判官は不安定な状況に置かれるから、迅速な審理が求められる。

過去の事件の審理期間については、資料のとおり

質問7

弾劾裁判所が過去に審理した事件の数、違反タイプ及び処理状況を提供して

ください。

回答

過去に審理した罷免訴追事件数は10件である。

うち、罷免された事件が8件、罷免しないとされた事件が2件である。

違反タイプ、処理状況は資料のとおり

公判回数（判決宣告期日を含む。）の平均は7.3回である。公判回数をもっとも少なかった事件の公判回数は2回（判決宣告期日を含む。平成20年1号事件、24年1号事件）で、もっとも多かった回数は16回（判決宣告期日を含む。令和3年1号事件）である。

平均審理期間は、246.6日である。審理期間がもっとも短かった事件では49日（昭和52年1号事件）であり、もっとも長かった事件では1022日（令和3年1号事件）である。

裁判官弾劾裁判所



裁判官弾劾裁判所案内図



最寄り駅：

東京メトロ永田町駅（有楽町線、半蔵門線、南北線）2番出口

東京メトロ国会議事堂前駅（丸ノ内線、千代田線）1番出口

裁判官弾劾裁判所事務局

〒100-0014

東京都千代田区永田町一丁目11番16号

参議院第二別館内

電話 03 (3581) 3111 (大代表)

ホームページ <http://www.dangai.go.jp/>

平成30年7月改訂



目次

裁判官弾劾裁判所の法廷・・・2

裁判官弾劾制度とは・・・4

罷免訴追事件の手続・・・6

資格回復裁判請求事件の手続
・・・10

過去の事件と裁判・・・12

よくある質問と回答・・・16

裁判官弾劾裁判所へようこそ

裁判官弾劾裁判所は、裁判官の身分にふさわしくない行為や職務上の義務違反をしたとして裁判官訴追委員会から訴えられた裁判官について、憲法が定める裁判官の身分保障の例外として、裁判官を辞めさせることができる機関であり、司法権の独立、三権分立などの憲法上の基本原則とも関わりの深い、重要な機関です。

このパンフレットでは、弾劾制度の歴史、我が国の弾劾裁判の手続、過去の事件などをご案内しています。

この機会に、当裁判所に対するご理解を深めていただければ幸いです。

裁判官弾劾裁判所

裁判官弾劾裁判所の法廷



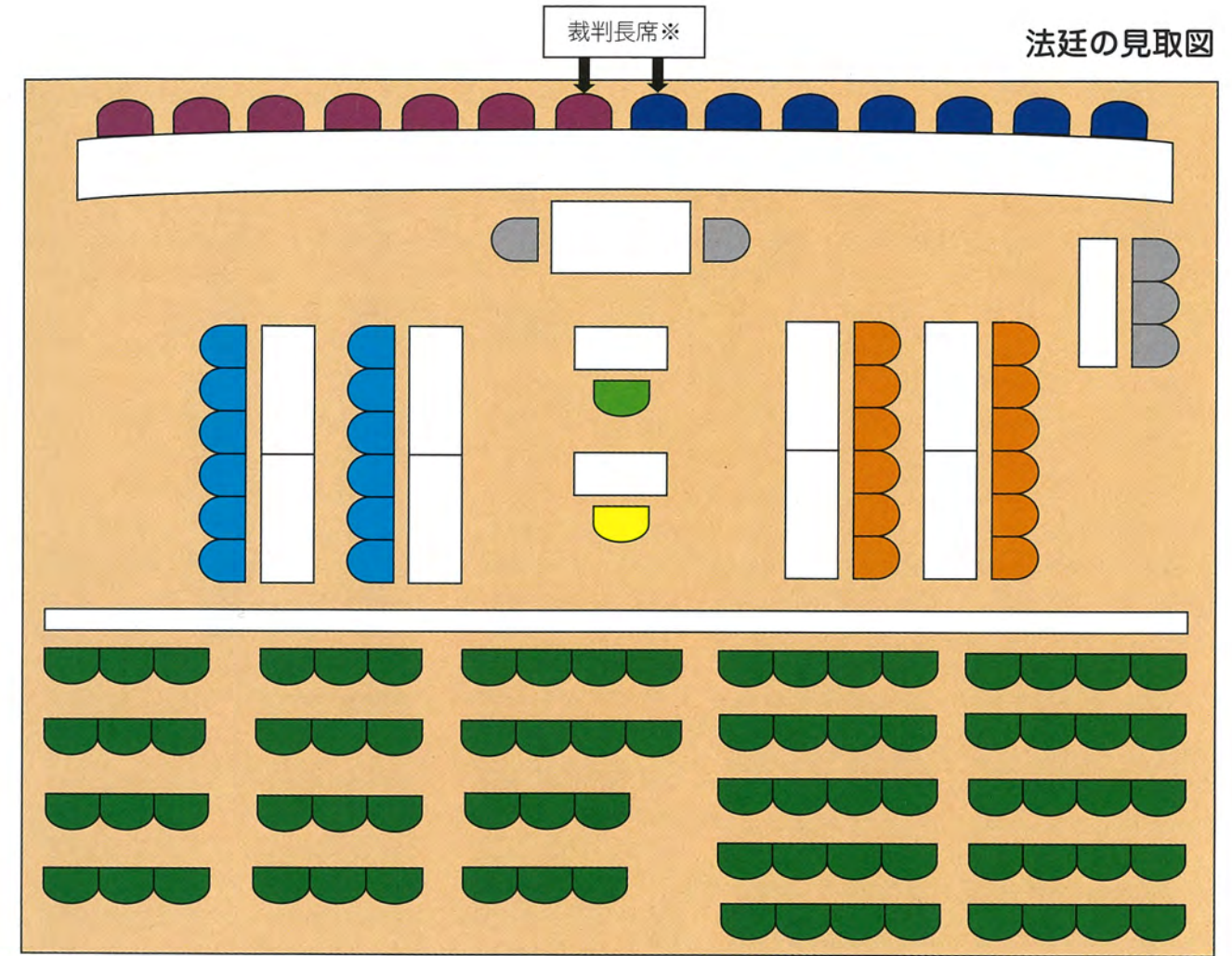
現在の法廷



昭和23年8月設置当時の法廷
(旧赤坂離宮内)



昭和45年6月から同51年6月まで法廷
が置かれていた当時の参議院議員会館



- 衆議院選出裁判員
- 被訴追者(請求者)
- 訴追委員
- 傍聴席
- 参議院選出裁判員
- 弁護人
- 弾劾裁判所職員
- 陳述席(証言台)

※裁判長は、原則として衆議院議員の裁判員と参議院議員の裁判員の中から1年毎に交互に選ばれます。

現在の裁判官弾劾裁判所（以下「弾劾裁判所」といいます。）の法廷は、昭和51年6月に造られました。

それまでの法廷は、昭和23年8月から昭和45年6月までは旧赤坂離宮（現在の迎賓館赤坂離宮）内に、昭和45年6月から昭和51年6月までは参議院議員会館内にありました。

裁判員が座る席は、向かって左側が衆議院選出の裁判員、右側が参議院選出の裁判員となっています。裁判長は、衆議院議員のときは、衆議院選出裁判員席の最も右側、参議院議員のときは、参議院選出裁判員席の最も左側に座ります（見取図参照）。

現在の弾劾裁判所の法廷

昭和51年6月、旧最高裁判所の大法廷を参考にして完成

広 さ	約213平方メートル (約65坪)
訴追委員席	12席
弁護人席	12席
傍聴席	78席（記者席含む）

裁判官弾劾制度とは

はじめに

「弾劾」には、罪や不正を暴くとか、厳しく責任を問うといった意味があります。

このことから、大統領、大臣又は裁判官など、強い身分保障を受けた公務員が非行を犯した場合に、国民の意思(実際には、国民の代表者で構成される議会などの決定)によってその者を罷免する(辞めさせる)制度のことを一般に「弾劾制度」と呼んでいます。

このような弾劾制度はイギリスで誕生し、14世紀後半には、国王の任命する大臣や裁判官などが非行を犯した場合に、議会の裁判によって罷免したり、処罰したりする制度として確立されました。その後、アメリカ合衆国憲法に引き継がれた弾劾制度は、大統領をはじめ政府高官や連邦裁判官を罷免する制度として発展し、今日ではその形態は様々ですが、世界中の多くの国々で採用されています。

我が国では、日本国憲法により、裁判官を罷免するための制度として初めて採用され(憲法64条)、これに基づいて昭和22年に裁判官弾劾法が制定されました。

我が国の裁判官弾劾制度

裁判官は憲法や法律に基づいて公正な裁判を行い、国民の権利を守るという極めて重大な責務を負っています。この責務を果たすためには、裁判官は国会や内閣などから圧力を受けたり、特定の政治的、社会的な勢力から影響を受けたりすることがあってはなりません。日本国憲法も、すべての裁判官は、その良心に従い独立してその職権を行い、憲法及び法律にのみ拘束されると定めています(憲法76条3項)。

これに加え、実際に裁判官が独立して公正な裁判を行うためには、裁判官が他の国家機関によってその地位を脅かされないようにする必要があります。そこで、日本国憲法は行政機関による裁判官の処分を禁止し、在任中報酬を減額されないことを定めるなど、その身分を厚く保障して裁判官が独立して公正な裁判ができるよう配慮しています。

しかし、裁判官であっても、国民の信頼を裏切るような行為を犯した場合には辞めさせることができなくてはなりません。そこで、日本国憲法において、理念として、公務員を罷免することが国民の権利であると宣言されていること(憲法15条1項)や、身分保障が強く要請される裁判官をいたずらに不安定な地位におくことは望ましくないことなども考慮して、罷免事由等が限定された現在の裁判官弾劾制度が採用されたのです。

日本国憲法

- 15条1項 公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利である。
- 64条1項 国会は、罷免の訴追を受けた裁判官を裁判するため、両議院の議員で組織する弾劾裁判所を設ける。
- 2項 弾劾に関する事項は、法律でこれを定める。
- 76条3項 すべて裁判官は、その良心に従ひ独立してその職権を行ひ、この憲法及び法律にのみ拘束される。
- 78条 裁判官は、裁判により、心身の故障のために職務を執ることができないと決定された場合を除いては、公の弾劾によらなければ罷免されない。裁判官の懲戒処分は、行政機関がこれを行ふことはできない。

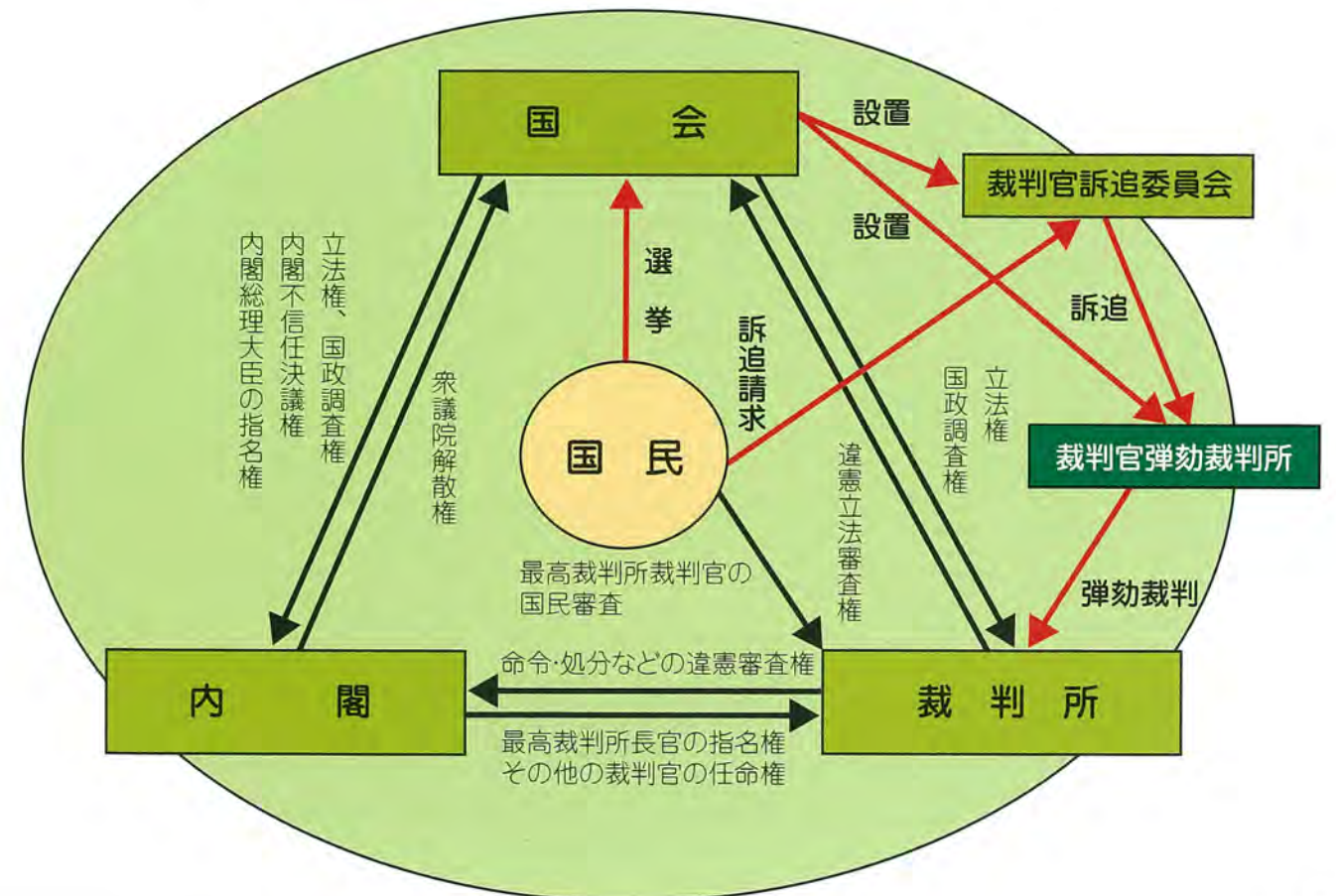
ところで、我が国の弾劾制度のモデルとなったアメリカ合衆国の制度では、権力分立の見地から連邦議会の下院が弾劾の発議をし、上院が弾劾裁判を行うものとされています。しかし、現代の議会は議員の数も多く、法律や予算をはじめ多くの案件を処理する必要があり、必ずしも裁判をするのに適した機関とはいえません。そこで、我が国では裁判官の弾劾裁判を行うために、国民の代表である国会議員の中から選ばれた裁判員によって組織される特別の裁判所を常設することとしたのです。それが弾劾裁判所です。

弾劾裁判所は、衆議院議員及び参議院議員各7人の合計14人の裁判員並びに衆議院議員及び参議院議員各4人の合計8人の予備員で組織される機関で、その任期は国会議員としての任期と同じです。

裁判長は衆議院議員の裁判員と参議院議員の裁判員から交互に選ばれ、任期は原則として1年とされています。裁判員はすべて国会議員ですが、政党や会派から独立して、国民の代表として、それぞれの良心に従って裁判員の職務を行います。

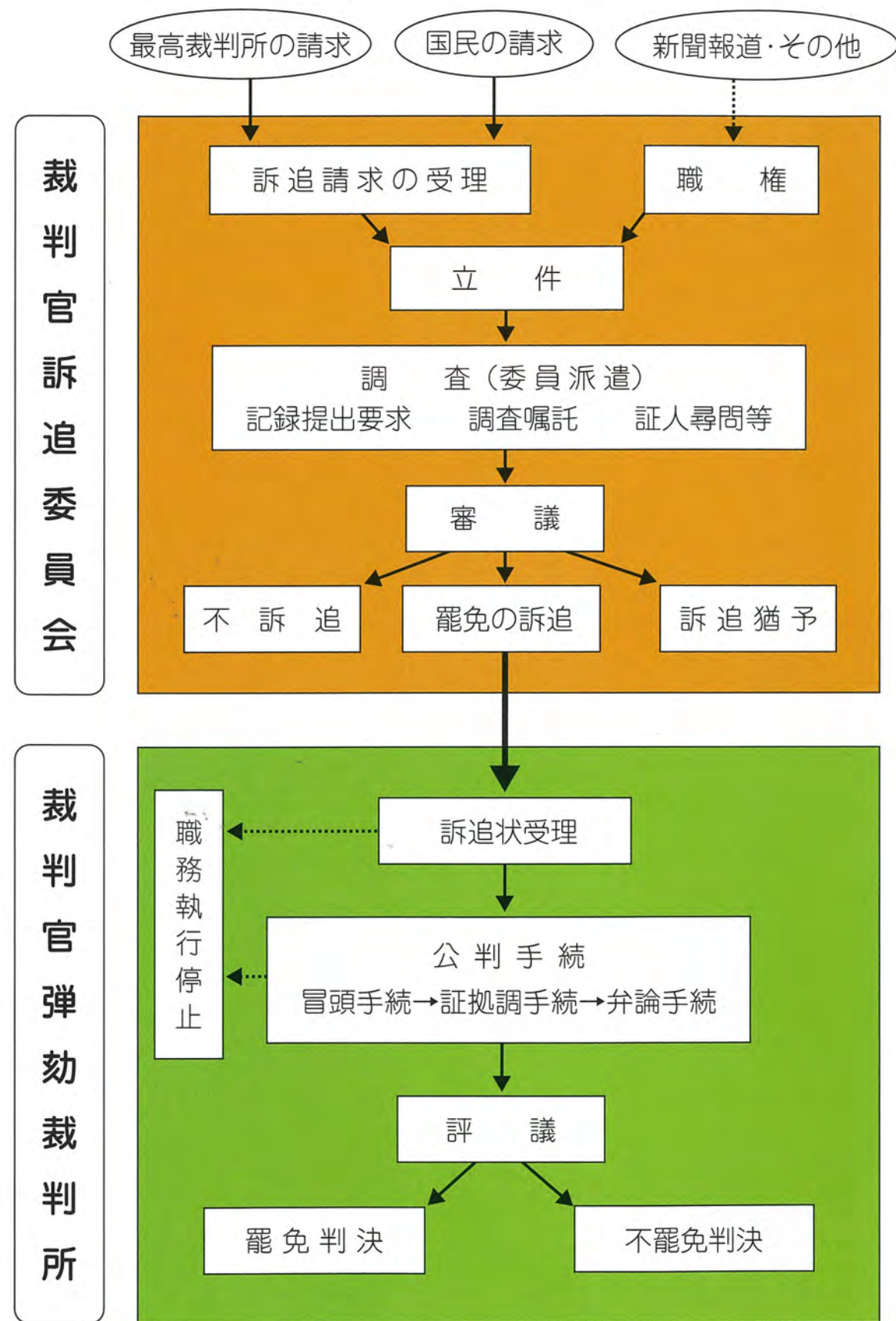
すべての裁判官は、弾劾裁判所の裁判により罷免の判決を受けない限り罷免されることはありません。ただし、最高裁判所の裁判官については国民が直接その適格性を審査する国民審査制度があり、国民の投票により、その多数が罷免を可としたときにも罷免されます。また、すべての裁判官について心身の故障のため職務を果たすことができなくなると司法裁判所の裁判(分限事件の裁判)により認められたときは免官されることがあります。

国民と裁判官弾劾裁判所の関係



罷免訴追事件の手続

罷免訴追事件の手続の流れ



裁判官訴追委員会の手続

罷免の訴追

弾劾裁判所は、裁判官を罷免する権限をっていますが、自ら裁判官を調査して弾劾裁判を開始するわけではありません。裁判官訴追委員会（以下「訴追委員会」といいます。）という別の機関から裁判官の罷免を求める訴えが提起された場合に限って裁判を開くことができます。この訴追委員会の訴えを「罷免の訴追」といいます。

訴追委員会は、衆議院議員及び参議院議員各10人の合計20人の訴追委員並びに衆議院議員及び参議院議員各5人の合計10人の予備員で組織される機関です。

訴追委員会は、国民や最高裁判所から罷免訴追の請求があったときはもちろんのこと、請求がなくても職権で、特定の裁判官について、罷免の事由（裁判官弾劾法2条）があるかどうかを調査します。そして、調査の結果に基づいて、その裁判官を訴追すべきかどうかを審議します。

その審議で罷免の事由があってその裁判官を罷免する必要があると判断したときは、弾劾裁判所に対して訴追状を提出して罷免の訴追をします。

一方、罷免の事由がないと判断したときは不訴追の決定をし、罷免の事由があっても情状により罷免の訴追をする必要がないと判断したときは訴追猶予の決定をします。

なお、罷免の事由があったときから3年を経過したときは、罷免の訴追をすることができません。この3年の期間を訴追期間といいます。また、弾劾裁判の対象になるのは現職の裁判官だけなので、既に退職した裁判官は対象になりません。



裁判官訴追委員会が置かれている衆議院第二議員会館



裁判官訴追委員会会議室

裁判官弾劾法

2条（弾劾による罷免の事由） 弾劾により裁判官を罷免するのは、左の場合とする。

- 一 職務上の義務に著しく違反し、又は職務を甚だしく怠つたとき。
- 二 その他職務の内外を問わず、裁判官としての威信を著しく失うべき非行があつたとき。

罷免訴追事件の裁判

罷免の事由 (裁判官弾劾法2条)

弾劾裁判によって裁判官が罷免されるのは、①職務上の義務に著しく違反し、又は職務を甚だしく怠ったとき(1号)、②その他職務の内外を問わず、裁判官としての威信を著しく失うべき非行があったとき(2号)です。これらを「罷免の事由」といいます。

罷免訴追事件の 裁判手続

訴追委員会から弾劾裁判所に訴追状が提出されると、弾劾裁判所は訴追された裁判官を辞めさせるかどうかを審理する弾劾裁判の手続を開始します。弾劾裁判所では罷免の訴追を受けた裁判官を「被訴追者」と呼びます。被訴追者は、自由に辞職することができなくなり、弾劾裁判所は、判決宣告まで被訴追者の職務執行を停止することができます。

罷免訴追事件の裁判は、裁判官弾劾法が刑事訴訟法規を準用しているため、刑事裁判に似た手続で行われます。弾劾裁判所は、衆議院議員7人と参議院議員7人の合計14人の裁判員で構成されており、それぞれ5人以上の裁判員が出席しなければ、開廷し、裁判することができません。

罷免訴追事件を審理する法廷には、裁判員のほかに被訴追者、訴追委員長及びその指定する訴追委員、弁護人が出席します。

審理及び判決の宣告は、原則として公開の法廷で行われ、一般の人も傍聴することができます。法廷では、人定質問、訴追状朗読などの冒頭手続に続いて訴追委員会、被訴追者双方の請求に基づく証拠調べが行われ、双方の弁論(証拠調べに基づく意見陳述)を経て審理を終結し、最後に裁判長が判決を宣告します。

罷免するかどうかは、審理を終結した後、裁判員の評議(意見交換して判断を下す会議)によって決められます。審理に関与した裁判員の3分の2以上が罷免に賛成した場合に罷免の判決を宣告することになります。

罷免判決の効果

弾劾裁判所が罷免の判決を宣告すると、被訴追者は裁判官の身分を失います。また、検察官や弁護士になる資格を失うほか、公証人となることも制限されます。さらに、調停委員、司法委員及び参与員にもなれません。経済的な面では、原則として、退職金を支給されないほか、年金も制限されます。

弾劾裁判所は一審かつ終審であるため、判決に対して不服を申し立てる方法はなく、判決は宣告と同時に確定します。



裁判の評議を行う合議室



裁判長室

弾劾制度に関連する手続などをご紹介します。

分限事件の裁判

憲法は、裁判官が公正な裁判を行えるよう、その身分を厚く保障していますが、病気などによって職務を全く行えない場合にもその地位に留めておくのは相当とはいえません。また、行政機関が裁判官の懲戒処分をすることは決して許されませんが、罷免するほど重大ではない職務上の義務違反などについて全く処分がされないのも適切とはいえません。

そこで、すべての裁判官は「回復の困難な心身の故障のために職務を執ることができない」場合に裁判によって免官され(裁判官分限法1条1項)、「職務上の義務に違反し、若しくは職務を怠り、又は品位を辱める行状があつたとき」は裁判によって懲戒されます(裁判所法49条)。これらの裁判を「分限事件の裁判」といいます。

懲戒処分の種類は、戒告又は1万円以下の過料とされ(裁判官分限法2条)、懲戒処分によって裁判官の地位を失うことはありません。分限事件の裁判は、地方裁判所、家庭裁判所及び簡易裁判所の裁判官については高等裁判所の5人の裁判官からなる合議体が、最高裁判所及び高等裁判所の裁判官については最高裁判所の大法廷がそれぞれ裁判します(高等裁判所の合議体がした裁判に対しては最高裁判所に抗告することができます)。

このように分限事件の裁判は、弾劾制度と同様に、裁判官の身分保障と適正な職務遂行の二つの要請のバランスをとっています。



最高裁判所

MEMO

人事官の弾劾

我が国には裁判官以外に、人事官についても弾劾制度があります。

人事官とは、一般職の国家公務員の人事行政に関する事務をつかさどる人事院を構成している特別職の国家公務員です。人事院は、3人の人事官で組織されており、公務員が全体として国民への奉仕者であるためには人事行政をその時々の一政党内閣の権限とすべきでないとの考えから、内閣の監督下にありながら内閣から独立して公正な人事行政を行うものと理解されています。

このように独立性が要求される人事官は、法律で身分が保障されており、罷免に当たって裁判官と同様に弾劾制度があります。人事官の弾劾手続は、国会が訴追し、最高裁判所が弾劾の裁判を行います。これまでに人事官の弾劾裁判が行われたことはありません(平成30年5月現在)。

海外の弾劾制度

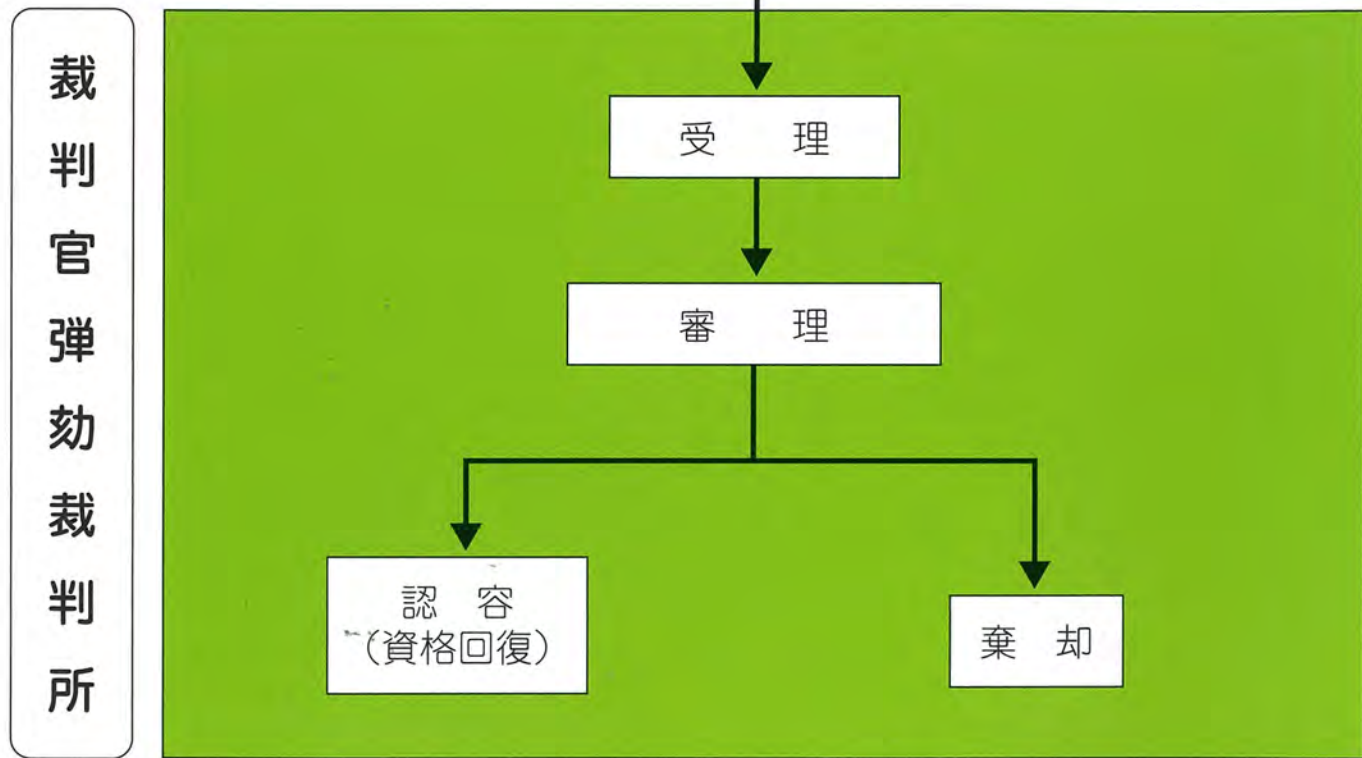
我が国の弾劾制度のモデルとなったアメリカ合衆国の場合、連邦裁判官については、合衆国憲法で、連邦議会の下院が弾劾の訴追を行い、上院が罷免の裁判をするものと定められています。なお、裁判官のほか大統領などの公職にある者も弾劾裁判の対象になります。また、各州の裁判官については、州ごとに異なる制度を設けており、州の最高裁判所が裁判官を罷免したり、裁判官と議員の会議で裁判官の懲戒を決めたりしています。

各国の弾劾制度は、どの機関が訴追や罷免の裁判を行うか、どのような公務に就いている者が弾劾裁判の対象になるかについて様々です。これは各国の固有の歴史的経緯などに由来するもので、一概にどの制度が優れているといえるものではありません。

各国の弾劾制度は、どの機関が訴追や罷免の裁判を行うか、どのような公務に就いている者が弾劾裁判の対象になるかについて様々です。これは各国の固有の歴史的経緯などに由来するもので、一概にどの制度が優れているといえるものではありません。

資格回復裁判請求事件の手続

資格回復裁判請求事件の流れ



裁判官弾劾法

- 38条 (資格回復の裁判) ① 弾劾裁判所は左の場合においては、罷免の裁判を受けた者の請求により、資格回復の裁判をすることができる。
- 一 罷免の裁判の宣告の日から五年を経過し相当とする事由があるとき。
 - 二 罷免の事由がないことの明確な証拠をあらたに発見し、その他資格回復の裁判をすることを相当とする事由があるとき。
- ② 資格回復の裁判は、罷免の裁判を受けた者がその裁判を受けたため他の法律の定めるところにより失った資格を回復する。

資格回復裁判請求事件の裁判

資格回復の事由

罷免判決の効果は、裁判官の身分だけでなく、弁護士等になる資格（法曹資格）を失わせ、経済的にも不利益を与えるものです。これらの効果は、裁判官の重い責任や厚い身分保障に対応するものといえますが、場合によっては実情に合わないことがあります。そこで、弾劾裁判所は一定の場合に法曹資格を回復するための資格回復の裁判をすることができるものと定められています（裁判官弾劾法 38条1項）。資格回復の事由には、次の二つがあります。

① 罷免の裁判の宣告の日から5年を経過し相当とする事由があるとき（1号）

罷免の判決を受けると、法曹資格を失うほか、経済的にも厳しい制裁を受けることから、本人や家族が生活に困ることも考えられます。しかし、不適格な裁判官を排除するという弾劾制度の目的は、そのような裁判官を辞めさせれば達成できます。そこで、罷免の裁判の宣告から5年を経過し、相当とする事由がある場合には、弾劾裁判所の判断により、失われた資格を回復することができます。

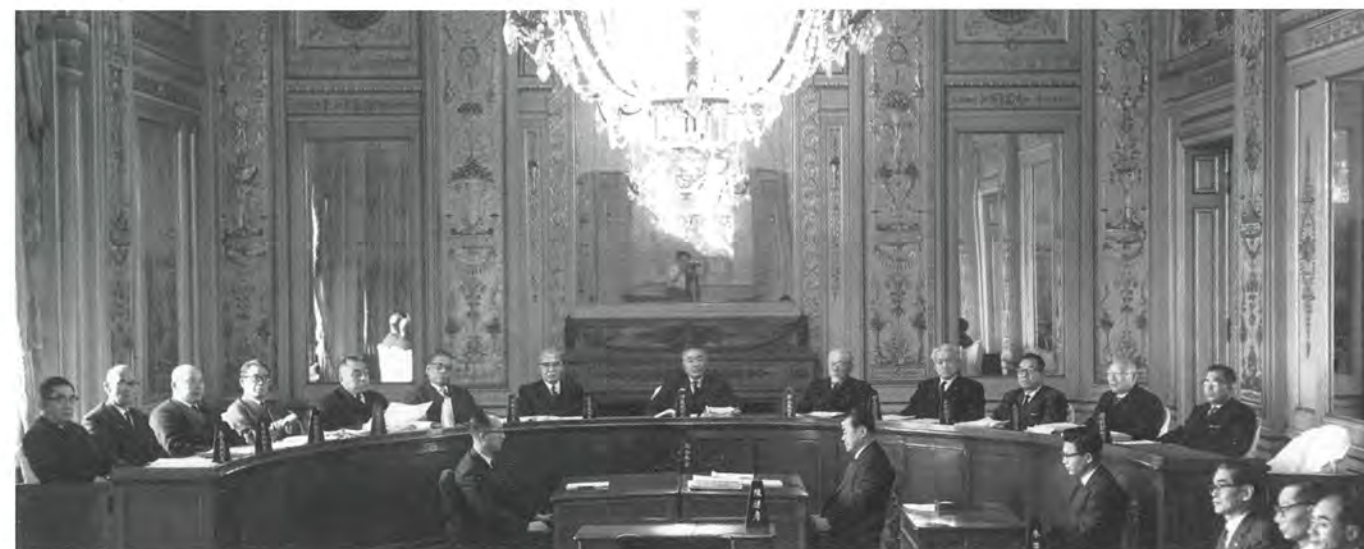
② 罷免の事由がないことの明確な証拠をあらたに発見し、その他資格回復の裁判をすることを相当とする事由があるとき（2号）

罷免の裁判の証人が偽証していたことが判明するなどして、罷免の裁判が正当なものでなかったことが明らかになった場合には、罷免の裁判によって失われた資格を回復させる必要があります。この場合は、実質的には再審にあたります。

審理と裁判

この審理は、罷免の判決を受けた本人の請求によって開始されます。罷免訴追事件の審理と異なり、公開の法廷で行う必要はなく、書面審理で行うこともあります。審理の結果、資格回復の請求に理由があると判断したときは資格を回復させる裁判をし、理由がないと判断したときは請求を棄却する裁判をします。

資格回復の裁判がされると、罷免の判決により失われた法曹資格などが回復されます。資格回復の効果は、1号の場合は資格回復の裁判があった日から、2号の場合は罷免判決の宣告日から生じます。



昭和37年(回)第1号 資格回復裁判請求事件の様子 (昭和38年2月4日)

過去の事件と裁判

昭和23年(訴)第1号 罷免訴追事件 (静岡地方裁判所浜松支部判事)

●訴追事由 (昭和23年7月1日訴追)

①知人の弁護士と商用等のため旅行するにあたって無断欠勤したこと、②その知人の商取引に関与した上、その取引がヤミ物資の取引として警察に摘発されたことを知って自ら警察署に出向き、不問に付すよう迫った。

●弾劾裁判所の判断 (昭和23年11月27日判決)

不罷免：①については、形式的には無断欠勤であったが、弾劾法2条1号の事由にあたるまでとはいえない、②については、裁判官としての品位を辱める行為ではあるが、一社会人としての行為であり、その言動の程度などを考慮すると、同条2号の事由にあたるまでとはいえないとした。

昭和23年(訴)第2号 罷免訴追事件 (大月簡易裁判所判事)

●訴追事由 (昭和23年12月9日訴追)

①ヤミ販売目的の繊維製品の所持の容疑による知人宅の捜索に先立ち、「家宅捜索があるかもしれないから、織物類でもあれば隠した方がよい。」と告げた、②略式命令を受けた被告人に正式裁判を申し立てさせた上、その事件を担当裁判官との交渉により自分の担当に振り替えさせて処理した。

●弾劾裁判所の判断 (昭和25年2月3日判決)

不罷免：①については、勾留された知人の妻との会話の中で、「捜索があるかもしれない。」と告げたことは認められるが、「隠した方がよい。」とは言っておらず、親しい知人であったことなどを考慮すると人としてやむを得なかった、②については、世間に疑惑を抱かせる虞のある行為ではあるが、著しく重大な事項とはいえないと判断し、いずれも弾劾法2条各号にあたらなかったとした。

昭和30年(訴)第1号 罷免訴追事件 / 昭和31年(回)第1号 資格回復裁判請求事件 (帯広簡易裁判所判事)

●訴追事由 (昭和30年8月30日訴追)

①事件の迅速な処理を怠り、略式命令請求事件395件を失効させた、②あらかじめ署名押印した逮捕状等の用紙を職員に預け、その結果、職員が勝手に令状を発付していた、③交通違反事件の被告人を違法に勾引した、④知人の民事紛争の相手方を裁判所に呼び出して早期解決を勧告するなどして民事紛争に介入した。

●弾劾裁判所の判断 (昭和31年4月6日判決)

罷免：①から④の事実を認定し、①から③については弾劾法2条1号、④については同条2号にあたり、裁判外の事務に忙殺されていたことなどを考慮しても、判決結果を左右しないとされた。

●資格回復請求 (昭和31年5月15日請求)

罷免の裁判において、①これまで職務に精励してきたことや多くの嘆願書など、自己に有利な情状が十分に考慮されなかったこと、②事実の真相が十分に究明されなかったこと、③罷免により収入が絶え、再就職も困難で生活に困窮していることを理由として請求。

●弾劾裁判所の判断 (昭和31年7月11日決定)

請求棄却：(書面審理) ①については、弾劾裁判には刑事裁判の執行猶予に相当する制度はなく、罷免の事由に関する情状以外の情状は考慮されない、②については、審理は十分尽くされている、③については、資格回復の裁判をすることを相当とする事由にあたらなかったとした。

昭和32年(訴)第1号 罷免訴追事件 (厚木簡易裁判所判事)

昭和33年(回)第1号 資格回復裁判請求事件 / 昭和33年(回)第2号 資格回復裁判請求事件 / 昭和37年(回)第1号 資格回復裁判請求事件

●訴追事由 (昭和32年7月15日訴追)

①自分の担当する調停事件の一方の当事者から、調停委員と共に、1人当たり約800円以上の酒食の提供を受け、②その事実について何者かが裁判所に投書していることを知り、その当事者に働きかけて事実を隠蔽しようとした。

●弾劾裁判所の判断 (昭和32年9月30日判決)

罷免：①、②の事実を認定し、①については、裁判の公正を疑わしめ、司法の権威を失墜させ、②については、自分の非行を隠蔽しようとしたものであり、裁判官の態度としては遺憾であり、いずれも弾劾法2条2号にあたるとした。

●資格回復請求・1 (昭和33年3月15日請求)

①請求者は、罷免の訴追を受ける前に辞表を提出していたのに、これが最高裁に届けられないまま放置されたために依願退官ができず、その結果、罷免の訴追を受けることになったこと、②罷免の結果、職を失い路頭に迷っていることを理由として請求。

●弾劾裁判所の判断・1 (昭和33年3月25日決定)

請求棄却：(書面審理) ①については、罷免の事由以外の情状であり、弾劾裁判において考慮することはできない、②については、資格回復の裁判をすることを相当とする事由にあたらなかったとした。

●資格回復請求・2 (昭和33年10月21日請求)

罷免の判決は、事実認定を著しく誤っており、真相を証明する新たな証拠があるとして、請求者自身の供述調書などの証拠を添えて請求。

●弾劾裁判所の判断・2 (昭和34年2月10日決定)

請求棄却：(書面審理) 請求者提出の証拠はいずれも罷免の事由がないことの明確な証拠にはあたらなかったし、その他資格回復の裁判をすることを相当とする事由にあたる事情もないとした。

●資格回復請求・3 (昭和37年10月9日請求)

罷免の判決から5年を経過し、その間、謹慎し、刑罰その他社会的非難を受けることもなく、厳粛な生活をしてきたこと、資格が回復されたときは余命を弁護士として人権擁護、社会福祉に捧げたいことを理由として請求。

●弾劾裁判所の判断・3 (昭和38年2月4日決定)

資格回復：(非公開、証人2人及び請求者尋問など) 罷免の裁判から5年を経過しており、請求者が今後再び、かつて弾劾されたような過ちを犯すことはないであろうと認定でき、相当とする事由があったとした。

裁判員の使命



おにまる きさい
鬼丸義齊裁判長

昭和23年に弾劾裁判所初代裁判長として鬼丸義齊参議院議員が互選されました。鬼丸裁判長は、開庁式における式辞の中で、「弾劾裁判所は、司法権の独立と主権在民の関係において新たに設けられた憲法上の機関であり、私ども裁判員は、この意義ある弾劾裁判所の裁判員に選任されたことを心から光栄とし、併せてその責任の重大さを痛感する。ところで、この裁判官弾劾制度は、制度の存在自体に重大な価値があるもので、従って、弾劾裁判所は、本来開店休業が望ましいのであるが、しかし、ひとたび罷免の訴追事件を受理したときは、司法の公正と尊厳を維持するため、厳正公正にこれを審理裁判し、もって負荷の大任を果たさなければならないのである。」と裁判員の使命を明らかにしています。その後、弾劾裁判所は歴史を積み重ね、歴代の裁判長も延べ90人を超えましたが、初代裁判長の使命感は全ての裁判員に脈々と受け継がれています。

昭和52年(訴)第1号 罷免訴追事件 / 昭和57年(回)第1号 資格回復裁判請求事件
(京都地方裁判所判事補兼京都簡易裁判所判事) / 昭和59年(回)第1号 資格回復裁判請求事件

●**訴追事由** (昭和52年2月2日訴追)
前内閣総理大臣の関係する汚職事件の捜査が進行しているさなか、検事総長の名前をかたり、不当な指揮権発動の言質をとろうとして現職内閣総理大臣に対してかけられた謀略電話の録音テープを、もしその内容が報道されれば前記の捜査はもとより、政局にも大きな影響を与えるであろうことを十分認識しながら、これを新聞記者に聞かせた。

●**弾劾裁判所の判断** (昭和52年3月23日判決)
罷免：訴追事由の事実を認定し、このような行為は、あまりにも深く政治に関与し、国民の信頼に背いたもので、弾劾法2条2号にあたることとした。

●**資格回復請求・1** (昭和57年3月24日請求)
罷免の判決から5年を経過し、その間、留学するなどして法律家としての研鑽に務めたこと、刑事責任を果たし、社会的制裁も十分に受けたことなどを理由として請求。(昭和57年8月25日、本人により取り下げられた。)

●**資格回復請求・2** (昭和59年10月17日請求)
罷免事由について十分反省し、罷免後8年にわたり真面目に生活し再起に励んでいること、社会的制裁を十分に受けたことなどを理由として請求。

●**弾劾裁判所の判断** (請求2につき) (昭和60年5月9日決定)
資格回復：(公開法廷、証人2人及び請求者尋問など) 罷免の裁判から5年を経過しており、請求者が留学するなどして法学の勉強を続け、法律家としての再起を望んでいること、他に適当な生計の道もないこと、罷免後非行のないことなどが認定でき、相当とする事由があることとした。

昭和56年(訴)第1号 罷免訴追事件 / 昭和61年(回)第1号 資格回復裁判請求事件
(東京地方裁判所判事補兼東京簡易裁判所判事)

●**訴追事由** (昭和56年5月27日訴追)
自分の担当する破産事件の破産管財人である弁護士からゴルフクラブ2本、ゴルフ道具1セット、キャディバッグ1個及び背広2着の供与を受けた。

●**弾劾裁判所の判断** (昭和56年11月6日判決)
罷免：訴追事由の事実を認定し、これらは被訴追者が積極的に要求したものではないこと、被訴追者が苦学力行の人であり、日頃は裁判官として職務に精励していたこと、深く反省していることなどを考慮しても許されることではなく、弾劾法2条各号にあたることとした。

●**資格回復請求** (昭和61年11月8日請求)
罷免の判決から5年を経過し、その間、法律事務所の嘱託として誠実に勤務し、自省、謹慎の生活を送り、破産法の判例研究書を著すなど研鑽も積んできたことを理由として請求。

●**弾劾裁判所の判断** (昭和61年12月25日決定)
資格回復：(書面審理) 罷免の裁判から5年を経過しており、請求者の主張する事実が認定でき、相当とする事由があることとした。

平成13年(訴)第1号 罷免訴追事件
(東京地方裁判所判事兼東京簡易裁判所判事(東京高等裁判所判事職務代行))

●**訴追事由** (平成13年8月9日訴追)
14歳から16歳の少女3人に対し、現金の供与を約束して、ホテルやカラオケボックスでわいせつな行為をするなどし、児童買春行為を行った。

●**弾劾裁判所の判断** (平成13年11月28日判決)
罷免：訴追事由の事実を認定し、児童買春行為によって有罪判決が確定しても弾劾裁判を経るまで当然には失官しないとした上、訴追事由の事実と被訴追者の行為が社会に与えた影響などを考慮し、被訴追者は国民が裁判官に期待する良心が一片でもあれば行い得ないような行為を重ね、司法に対する信頼は限りなく揺らいだとして、被訴追者がいかに反省を示しても、失われた司法の信頼を回復するためには弾劾により罷免するほかなく、弾劾法2条2号にあたることとした。

平成20年(訴)第1号 罷免訴追事件 / 平成28年(回)第1号 資格回復裁判請求事件
(宇都宮地方裁判所判事兼宇都宮簡易裁判所判事)

●**訴追事由** (平成20年9月9日訴追)
裁判所職員の女性に対し、その行動を監視していると思わせたり、名誉や性的羞恥心を害したりするような内容のメールを繰り返し送信し、ストーカー行為をした。

●**弾劾裁判所の判断** (平成20年12月24日判決)
罷免：訴追事由の事実を認定し、平成13年(訴)第1号事件判決と同様、在任中に禁錮以上の刑が確定しても、弾劾裁判を経るまでは失官しないとした上で、被害女性の人権を踏みにじる卑劣な行為で、裁判官としての良心や品位はみじんも感じられず、国民の信頼に対する背反以外の何物でもなく、国民の司法に対する信頼は大きく揺らいだなどとして、弾劾法2条2号にあたることとした。

●**資格回復請求** (平成28年4月8日請求)
罷免後7年以上真面目に生活し、その間、真摯に反省した結果、残された人生を社会的弱者を支援する弁護士として社会貢献していきたいことを理由に請求。

●**弾劾裁判所の判断** (平成28年5月17日決定)
資格回復：(非公開、書面審理及び請求者尋問) 罷免の裁判から7年以上を経過しており、その間、自己の過ちを深く反省し、法的素養と経験を生かしつつ弁護士として社会に貢献していきたいという確固たる意志を有するに至ったことなどから、人格の改善が認められ、相当とする事由があることとした。

平成24年(訴)第1号 罷免訴追事件
(大阪地方裁判所判事補)

●**訴追事由** (平成24年11月13日訴追)
走行中の電車内において、乗客の女性に対し、携帯電話機を用いて、そのスカート内の下着を動画撮影する方法により盗撮した。

●**弾劾裁判所の判断** (平成25年4月10日判決)
罷免：訴追事由の事実を認定し、このような行為は、女性の性的羞恥心を著しく害する悪質かつ卑劣な行為であり、被訴追者には、裁判官として有するべき人権意識、特に女性の人権を尊重しようとする意識が欠如していると言わざるを得ず、国民が裁判官に寄せる尊敬と信頼に対する背反行為に該当するなどとして、弾劾法2条2号にあたることとした。

【弾劾裁判所とは？】

Q 弾劾裁判所とは、どんな裁判をする裁判所なのですか。
 A 裁判官を辞めさせるかどうかを裁判する裁判所です。裁判をするのは、国会議員の中から選ばれた14人(衆議院議員7人、参議院議員7人)の裁判員です。

Q 国会と弾劾裁判所とはどのような関係なのですか。
 A 憲法は、国会が裁判官を裁判する弾劾裁判所を設けるものと定めています。国民には公務員を罷免する権利がありますので、国民の代表機関である国会が弾劾裁判所を設置することとされたのです。
 なお、弾劾裁判所は、国会とは独立して活動します。

【裁判員について】

Q 裁判員はどのように選ばれるのですか。
 A 裁判員は、衆参各議院において国会議員の中から選挙で選ばれます。

Q 裁判員になるには裁判官や弁護士の経験が必要なのですか。
 A 弾劾裁判所の裁判員は、法律家としてではなく国民の代表として弾劾裁判にあたりますので、国会議員であるほかに特別な経験や資格は要求されていません。

Q 弾劾裁判所の裁判員も、民事や刑事の裁判官と同じように法廷で黒い服を着るのですか。
 A 着ません。裁判員用の特別な服はありません。

Q 弾劾裁判のとき、裁判員の人数が揃わなかったらどうするのですか。
 A 裁判員の欠席や欠員に備えてあらかじめ選任されている予備員がその裁判員の職務を行います。予備員は、衆議院と参議院のそれぞれの議員の中から4人ずつ選任されています。

【弾劾裁判は、こう進む】

Q どういう場合に裁判官は罷免されるのですか。
 A 職務上の義務に著しく違反したとき、職務を甚だしく怠ったとき、または裁判官としての威信を著しく失う非行を犯したときです。これまでは、政治的謀略行為に関与した、事件関係者からゴルフクラブ等の供与を受けた、児童買春行為を行った、ストーカー行為をした、電車内で盗撮行為をしたなどの例があります。詳しくは過去の事件と裁判(12ページ以下)で紹介しています。

Q 裁判官を辞めさせたいときは、直接弾劾裁判所に訴えればよいのですか。
 A 直接弾劾裁判所に訴えることはできません。弾劾裁判所に訴えることができるのは、訴追委員会という機関だけです。ただし、国民は、訴追委員会に対して、辞めさせる理由があると考え裁判官の罷免の訴追を請求することができます。訴追委員会は必要な調査・審議を行い、辞めさせる理由があると判断したときは、弾劾裁判所にその裁判官を訴えます。

Q 訴追委員会は、どのような機関なのですか。
 A 訴追委員会は、国会議員の中から選ばれた20人(衆議院議員10人、参議院議員10人)の訴追委員で組織されています。弾劾裁判では、刑事裁判の検察官のような役割を果たします。

Q 弾劾裁判はどのような手続で進められるのですか。
 A 弾劾裁判は、公開の法廷で、刑事裁判に似た手続で進められます。詳しくは罷免訴追事件の手続(6ページ以下)で説明しています。

Q 罷免訴追される裁判官は法律の専門家ですが、刑事裁判のように弁護人を選任できるのですか。
 A 弁護人を選任できます。防御の準備に多大な労力と時間を要する場合も考えられますし、それ以外の場合であっても、防御を十分尽くせるように、裁判官でも弁護人を選任できるのです。

Q 裁判員は14人で偶数ですが、意見がちょうど半々に分かれたらどうなるのですか。
 A 評決は過半数の意見によりますので、意見が同数の場合にはさらに評議を重ねることになります。国会において意見同数のときに議長が議事を決するように裁判長が裁判を決することはありません。
 なお、罷免の判決をする場合には、3分の2以上の裁判員が賛成しなければなりません。

Q 弾劾裁判を傍聴することはできますか。
 A 弾劾裁判は原則として公開の法廷で行われ、誰でも傍聴することができますが、傍聴希望者が多数の場合には抽選を行う場合があります。傍聴には弾劾裁判の当日に配付する傍聴券が必要となります。

【罷免されるとどうなる？】

Q これまで弾劾裁判を受けた裁判官は何人いるのですか。そのうち、罷免された裁判官は何人いるのですか。
 A 弾劾裁判を受けた裁判官は延べ9人で、そのうち罷免された裁判官は7人です。

Q 罷免の判決を受けた裁判官はすぐに辞めさせられるのですか。辞めさせられるほかに不利益を受けますか。
 A 罷免の判決を受けると同時に裁判官の身分を失い、弁護士や検察官になる資格も失います。また、原則として、退職金をもらえなくなり、年金の一部が制限されます。

Q 罷免されると、二度と裁判官・検察官・弁護士などの法律家になることはできないのですか。
 A 弾劾裁判所が、罷免の判決を受けた本人の請求に基づいて、罷免の判決の宣告の日から5年を経過して、法律家になる資格を回復させてもよいと判断したときなどには、罷免の判決を受けた本人は失った資格を回復します。詳しくは資格回復裁判請求事件の手続(10ページ以下)で説明しています。これまで罷免された7人の裁判官のうち、4人については資格回復が認められています。

Q 刑事裁判で有罪になった裁判官は、弾劾裁判をせずに辞めさせることができますか。
 A 刑事裁判で有罪になり、任命の欠格事由が生じて、そのことで直ちにその裁判官を辞めさせることはできません。刑事裁判と弾劾裁判は別個の手続ですので、その裁判官を辞めさせるためには、弾劾裁判所の罷免の判決が必要です。

Q 弾劾裁判所の裁判に対して不服を申し立てることはできるのですか。
 A 弾劾裁判所は裁判官の弾劾裁判を行う唯一の裁判所であり、上級の裁判所がないので不服を申し立てることはできません。ただ、弾劾裁判所は、罷免の判決を受けた本人の請求に基づいて、罷免の理由がなかったことが明らかになった場合には、罷免の判決を受けた本人の資格を回復させることができます。これは、普通の裁判という再審にあたりますが、これまでこのような理由で資格を回復させた例はありません。



平成24年(訴)第1号
 罷免訴追事件の様子
 (平成25年4月10日)

頁数	訂正箇所
9	「平成30年5月現在」を「令和6年4月現在」と訂正
13	裁判員の使命欄の裁判長の人数を「90」とあるのを「100」と訂正
15	<p>岡口事件の概要</p> <p>令和3年（訴）第1号罷免訴追事件 （仙台高等裁判所判事兼仙台簡易裁判所判事）</p> <p>訴追事由（令和3年6月16日訴追）</p> <p>被訴追者は、裁判官であることが他者から認識できる状態で、被訴追者の担当外である①強盗殺人、強盗強姦未遂事件に関する10個の投稿等を行い、不特定多数の者が閲覧可能な状態にして、被害者遺族の感情を傷つけるとともに侮辱し、②犬の返還請求等に関する民事訴訟について3個の投稿を行い、不特定多数の者が閲覧可能な状態にして、訴訟当事者（原告）による民事訴訟提起行為を不当とする認識ないし評価を示すとともに、当該訴訟当事者本人の社会的評価を不当におとしめた。</p> <p>弾劾裁判所の判断（令和6年4月3日判決）</p> <p>罷免：訴追事由の事実中、①の事実のうち、因縁をつけているとの見出しを付けて記載した文書を投稿して掲載したものを除く9個の行為群について「非行」に当たることを認定した。その上で、①の9個の行為群のうち、東京高裁を批判した投稿及び訴追委員会を批判した投稿を除いた7個の行為群について、「裁判官としての威信を著しく失うべき非行」（弾劾法2条2号）に該当するとした。②の3個の事実は「非行」に当たるが、「裁判官としての威信を著しく失うべき非行」（同条同号）には該当しないとした。</p>
17	弾劾裁判を受けた裁判官の人数を「9人」とあるのを、「10人」と訂正する。
	判決結果が罷免の場合、罷免された裁判官の人数を「7人」とあるのを「8人」と訂正する。

裁判官弾劾裁判所裁判員等名簿

裁判長（参議院） 松山 政司（自 民） 51124
 第一代理裁判長（衆議院） 船田 元（自 民） 70605
 第二代理裁判長（参議院） 小西 洋之（立 憲） 50915

衆議院側

裁判員

山本 有二（自 民） 50316
 田中 和徳（自 民） 51010
 葉梨 康弘（自 民） 51117
 階 猛（立 憲） 70203
 杉本 和巳（維 教） 50414
 北側 一雄（公 明） 50508

参議院側

裁判員

福岡 資麿（自 民） 50919
 森 まさこ（自 民） 50924
 赤池 誠章（自 民） 50524
 伊藤 孝江（公 明） 51014
 片山 大介（維 教） 50721

予備員

第一 平沢 勝栄（自 民） 51115
 第二 古川 禎久（自 民） 70612
 第三 大河原 まさこ（立 憲） 50517
 第四 三木 圭恵（維 教） 71105

予備員

第一 中田 宏（自 民） 51102
 第二 酒井 庸行（自 民） 50723
 第三 塩田 博昭（公 明） 51117
 第四 柳ヶ瀬 裕文（維 教） 50703